

『1649年会議法典』翻訳と注釈（7）

中沢 敦夫・吉田 俊則

富山大学人文学部紀要第54号抜刷

2011年2月

『1649年会議法典』翻訳と注釈 (7)

中沢 敦夫・吉田 俊則

[『富山大学人文学部紀要』第52号掲載の(6)から続く]

第39条 もし誰かが誰かを裁判に訴えて、証文¹にもとづく貸付金〔の返済〕、あるいは、証書類にもとづく利子分の奉公²や持ち逃げ〔分の賠償〕を相手に請求したとする。そして〔裁判の結果〕借り手自身が、証文や証書類にもとづいて、持ち逃げによって有罪となるか、あるいはその請求訴訟において、他の誰かが有罪とされたとする³。ところが、その者〔借り手〕からは訴訟請求額を取り立てることができなく、さらに、他の〔人間による〕保証や支払い延期は、その訴訟請求では認められなかった場合。被告〔である借り手〕を、訴訟請求の原告に引き渡して、完済するまで身売り⁴させること。

第40条 〔男の〕家僕の労働の評価額は、原告が身請け⁵をする際には、一年あたり5ルーブリであり、妻や成人した娘の場合にはその半分〔2.5ルーブリ〕、10歳以上のその子供の場合には、一年あたり2ルーブリと計算すること。10歳にも満たない未成年に場合には身請けに際して原告はいかなる支払もしない。なぜなら、そのような未成年はそのような年齢では働かないから

1 ここでは証文 (кабала) によって金を借りたが返せず、貸主に裁判に訴えられて有罪となり、返済のために貸主のもとで家僕 (ホローブ) として奉公 (賦役) を行うような事態が想定されている。なお、この証文は、「奉公証文」 (служилая кабала) ではなく、通常の借用書に相当する「債務証文」 (заемная кабала) のことである。

2 当時は、貸付金による利子取得が禁止されていたため (第10章203条参照)、奉公 (賦役) による利子の支払いが一般的に行われていた。

3 「他の誰か」が有罪になるとは、持ち逃げのようなケースではあり得るが、いずれにせよ、借金をした借り手 (заемщик) が弁済をしなければならなかった。

4 身売り (выдан головою) をして、債権者のもとで、家僕 (ホローブ) として奉公 (賦役労働) をすることになる。これは、「奉公証文」 (служилая кабала) による「終身」 (вечно) (第19章1条参照) つまり、主人が死ぬまでの奉公 (賦役) ではなく、一定の労働をすれば、「完済」 (искуп) して、自由民に戻ることができた。

5 身請け (окуп) とは、原告 (債権者) が被告から「年季奉公証書」を受け取って、これを家僕 (ホローブ) として自分のもとで奉公 (賦役) をさせること。前条と関連して、本条では、貸付金などの借金が返せないために、債権者が原告として債務者に対して裁判で訴訟請求を行い、債務者はその請求額の返還のために家僕 (ホローブ) として奉公をする場合の、賦役労働のおおやけの評価額が定められている。

である。

そのような家僕たちが原告のもとで年季を勤め上げた場合には、その原告から解放されて自由〔民〕になる。

もしかれら家僕たちの原告〔主人〕が死亡し、そのあとに〔主人の〕子供たちが残され、家僕たちはその時までにまだ年季を勤め上げてはいなかつた場合。勤め上げていない分だけ、死亡した原告の子供たちのもとで働くこと⁶。そして、かれら家僕が〔主人の〕子供たちのもとで残りの年季を勤め終えた場合には、かれらを解放して自由〔民〕とする。

第41条 あらゆる身分の者が、飢餓の時期⁷ や他の時期に、自分のホロープを養うことを嫌つて⁸ 屋敷から追い出されたが、かれら〔ホロープ〕には解放文書⁹を与え得ず、〔解放の〕証拠の書類さえも与えることはせず、かれらを将来には確保しようとの思惑で、自ら養うようにだけ命じたとする。そのうちに、そのホロープたちは、解放文書を与えられなかつたために、誰も受け入れようとしなかつたとする¹⁰。そのことについて、かれらホロープの中から、主人に対して訴え出るものあった場合。そのホロープの訴状にもとづいて、ホロープ官署の裁判から、裁判官は、かれらを屋敷から追い出した主人を〔取り調べる〕ために人を派遣すること。そして、本当に屋敷から追い出したかどうか、かれらの主人を尋問すること。

もし尋問においてかれらの主人が、自分はかれらを屋敷から解放したのだと申し立てた場合。主人はかれら〔ホロープ〕に対する将来の権利を失い、主人は自分の尋問の陳述書に署名をするように命じられる。もし主人が読み書きができない場合には、陳述書の自らの署名欄に、主人が信頼する者が署名をすること。

もし主人が我を張って陳述書に署名をすることを拒んだ場合には、陳述書に強制的に署名をさせること。

主人が陳述書に署名をしたときには、ホロープ官署において、かれらホロープを台帳に登録し、かれらを解放して自由〔民〕とし、解放文書はホロープ官署が発行すること。もしかれら

6 「奉公証文」による奉公（賦役）は、主人が死ぬまでのものであったが、借金を弁済するための、奉公（賦役）は年季が明けるまで相続できた。

7 ロシアでは、ボリス・ゴドウノフ帝の治世1601～1603年に厳しい飢餓に襲われた。当時のことを想定していると思われる。

8 家僕（ホロープ）の主人は、自分の所有になる家僕を養う義務があった。このことは、自分で自分を養わねばならない農民と、社会的な地位において大きく異なっていた。

9 解放文書（отпускная грамота）とは、領主が家僕（ホロープ）をその支配下から解放するときに、家僕に渡す文書のこと。『会議法典』第11章19-20条の解放状（отпускная память）と同じものを指している。

10 第20章8条にあるように、新しい主人のもとに奉公証文を出して奉公するためには、解放文書が必要だった。

ホロープが自分の意志で誰かのホロープになることを望んだ場合には¹¹、かれらはその者のホロープになる。

そのようなホロープについて、ホロープが訴え出た相手〔主人〕を尋問せずに、かれら〔ホロープ〕を解放してはならない。

第42条 〔尋問において〕 その訴えを行ったホロープたちについて、その主人が、自分のホロープたちは虚偽の訴えをなし、自分はホロープたちを追い出したことはないと陳述した場合。 そのようなホロープたちをその主人に引き渡し、主人に対しては、飢餓の時期でもかれらを養い、飢えて苦しめることのないよう、またホロープたちが訴えたことに対しては悪しき報いをなさないように言い渡すこと。

第43条 誰かが飢餓の時期に、自分自身や妻、あるいは息子や娘を、養いのために、誰か〔主人〕のところの労働に引き渡し¹²、それについて自分の証書¹³を与えたとする。あるいは自分自身や子供たちのために借金をして、証書を書いたとする。そして、それらの証書にもとづいて、労働に出た相手のところに、〔借金の〕決済がされるまで、借金の分を労働するために住んでいたとする。〔その場合〕かれらの借金の計算は、上記の条項が示しているような命令によって行うこと¹⁴。

第44条 誰か〔家僕（ホロープ）〕が〔年季奉公〕証書にもとづいて誰かの屋敷に〔奉公して〕住んでおり、その証書には、証書を渡された者〔主人〕の名前だけしか記されていない場合。かれら〔家僕〕は〔主人のもとに〕、主人が生きている間か、奉公の年季が明けるまで住むこと¹⁵。

もし、年季が明ける前に〔主人が〕死んだ場合には、かれら〔家僕〕から証書にもとづいた

11 ホロープ（家僕）は、生産手段も持たず、また生産に従事したこともなかったことから、解放されても、別の主人のもとでホロープになることが多かった。

12 つまり、食べてていくために一家が身売りして、主人のもとで奉公（賦役）するのである。

13 原文では、「証書」(запись)となっているが、いわゆる「年季奉公証書」(жилая запись)を指している。この証書は、一般には都市民が小規模な債権の返済のために、期限（年季）付きで債権者のもとで働くときに渡した。奉公証文(служилая кабала)が「終身」賦役をする契約であったのとは異なる。「年季奉公証書」による奉公は新しいタイプの賦役で、17世紀初頭に遡るにすぎず、主に、流民、零落した都市民、農民の子供たちがこれによって家僕になっていた。主人は比較的裕福な都市民や農民で、家僕を商業や手工業に従事させていた。

14 「上記の条項」とは上の第40条を指しており、借金の額に対する公定の奉公年限が示されている。

15 通常の年季奉公証書には、主人のもとで、一定の期限あるいは主人が死ぬまで奉公すると記されていた。証書の差し出し先として主人の名前しか記されていない場合には、主人が死ねば奉公は終わった。

解約金¹⁶を徵収すること。

〔家僕が〕自分についての証書を渡した者〔主人〕の妻や子供の名前が、証書に書いてない場合には、家僕は、証書によって主人の妻や子供に隸属することはない。家僕は、証書によつて、自分についての証書を渡した相手〔主人〕のもとに、相手が生きているあいだ住むのであり、相手の死後には、その妻や子供は、かれら〔家僕〕になんらかかわりを持たない¹⁷。

第45条 もし誰か父親や母親である者が、自分の息子や娘を、誰か〔主人のところ〕に、年季を定めて労働に出し、そして自分の子供については〔父母が〕保証を行い、署名をした自分の〔年季奉公〕証書を〔主人に〕与えたとする。そこには、かれらの子供たちは、与えた相手〔主人〕から逃亡せず、いかなる悪事も働くないと記されていたとする。そして、その証書はホローブ官署で台帳¹⁸に記載され、あるいは、このような屋敷の家僕について第三者が保証を行つたとする。

ところが、労働に出された者〔息子や娘〕が、年季が明けるまで生きることがなかつたり、屋敷に労働に出された者〔主人〕のところから逃亡したりしたとする。そのうちに、逃げられた者〔主人〕は逃亡者を搜索して、自分のところに引き戻したとする。そして、保証を行つた者〔第三者〕に対して、証書にもとづいて保証金もしくは持ち逃げ分を請求したとする。それに対して、保証人は、その逃亡者は主人からなにも持ち逃げはしていないと言い、〔そのことについて〕搜索にあたつての証人はいないと申し立てた場合。

持ち逃げについては、保証人は十字架接吻〔の宣誓〕を行うこと。証書にもとづく保証金を、保証人が弁済するよう命じてはならない。弁済を命じる相手は、かれら〔逃亡者〕を労働にして、証書にもとづいて年季が明けるまで〔主人のもとに〕住むと保証した者〔父母〕である。

もし年季奉公証書がホローブ官署において台帳に登録されていなかつた場合には、その証書にもとづく訴えは斥けられる。

第46条 誰かの家僕が、証書類¹⁹にもとづいて、誰か〔主人〕に対して訴えを起こしたが²⁰、

16 年季奉公証書には、主人が死ぬなど奉公期限に満たない場合の解約金(заяд)が記されていた。これまでの法令では、最低10ルーブリとされており、家僕はこれを支払うと解放された。ただし、この金額は、実際の借入金額と比べると高額であり、主人に有利なものだった。

17 年季奉公証書による家僕（ホローブ）は、相続も譲渡もされることなく、証書の名宛人である主人が死ねば、家僕は解放されることを強調している。

18 「台帳」(книга)とは、奉公証文を登録するホローブ官署の「証文台帳」(кабальная книга)を指している。年季奉公証書は、奉公証文と一緒に、この台帳に登録された。

19 これも、前から続く「年季奉公証書」(жилья запись)を指している。

20 詳しいことは書いていないが、文脈からみて、もう十分に奉公したので、自分を解放してほしいという趣旨の、主人またはその子に対する訴えだと思われる。

その証書類には、その者〔主人〕は借金を負った相手を取り立てによって〔家僕として〕買い取った、と書いてあつたとする²¹。そして、その〔訴えた〕家僕は、その者〔主人〕もしくはその子のもとに住んで、その屋敷で奉公し、結婚し、結婚してからもその屋敷で奉公していたとする。ところが、証書には、何年のあいだ奉公すべきかが記されていない場合。

証書にもとづいて、そのような家僕を、家僕が自分の年季奉公証書を与えた相手の屋敷に引き渡すこと。なぜなら、家僕は自分の意志で証書を与えたからである²²。

第47条 もし誰かが、〔ひとりのホロープについて〕奉公証文²³を取って、父親と子供、あるいは兄弟同士、あるいは叔父と甥が一緒に〔主人として〕、ホロープを奉公させたとする²⁴。ところが、そのようなホロープたちの〔所有権〕について、奉公証文にもとづいて訴えがなされた場合²⁵。訴えた者には、その奉公証文にもとづいて、訴えを斥けること。そして、裁判に提出されたそのような奉公証文によってホロープとなった者たちは、解放すること。

なぜなら、君主の命令によれば、すべての家僕に対して、奉公証文は個別にとるべきであり、二人〔の主人が〕一緒に、つまり父親と子供、兄弟同士、叔父と甥が、ひとりのホロープの奉公証文を取ることは許されていないからである。

第48条 この君主の命令²⁶の前に、誰か〔主人〕のもとで、ホロープについての、そのような〔複数の主人による〕奉公証文が取られた場合²⁷。証文を取った者は、その奉公証文を持参し、ホロープたちをモスクワのホロープ官署に連れて行くこと。地方都市においては、総督と〔グバー官署〕役人、グバー長老のもとに連れて行くこと。そして、この君主の命令にもとづいて、ホロープについての新しい奉公証文をとること。古い奉公証文は官署で取り上げること。古い

21 借金を返せない者は取り立てにかけられ、その結果、債権者に身売りして、年季奉公証書を差し入れて家僕（ホロープ）になることがあった。

22 つまり、年季奉公証書に奉公（賦役）すべき期間が記されていない場合には、終身の奉公をしなければならないことになる。

23 本状からは、年季奉公証書ではなく、奉公証文(служилая кабала)による家僕（ホロープ）の問題になる。

24 主人が共同で、ひとりのホロープについて奉公証文を取る共同所有を禁じた条項。共同所有は、主人の一方が死んでも、ホロープは解放しないですむという利点があったことから、当時、このような所有形態がホロープの所有者の間で広まっていたと考えられる。

25 共同所有者の一方が死んだので、他方がそのホロープの所有権を引き継ぐことを求める訴えが考えられる。

26 本『会議法典』を指している。

27 上の第47条と連動しており、このような違法な奉公証文が存在しているときには、再登録させるというもの。

証文にもとづいてホロープを解放して、自由民にすることはない²⁸。

第49条 誰か〔家僕の旧主〕が、誰か〔逃亡先の主人〕に対して、逃亡家僕（ホロープ）の〔所有権を〕主張して裁判で訴えたが、訴えられた被告は〔自分のところに逃亡家僕がいることを〕自白せず、自分のところには家僕はないと言い、またその被告は十字架接吻をして否認したとする。ところが、そののちになって家僕たちがかれ〔被告〕のもとにいることが判明し、原告はその自分の〔逃亡した〕家僕を被告から取り戻した場合。

そのような被告は、十字架接吻で虚偽を言ったことに対して、上記の農民裁判についての裁判に書いてある条項²⁹にしたがって〔罰すること〕。

第50条 もし裁判の被告³⁰が、〔逃亡してきた〕他人のホロープについて、答弁において次のように申し立てたとする。すなわち、「確かに他人のホロープが自分のもとにいたが、裁判に訴えられる以前に逃亡してしまい、いまは別の都市に住んでいる」と。そのような場合、被告に、逃亡した他人のホロープの搜索をするよう命じること。搜索に際しては、かれ〔被告〕に、命令にもとづく距離に応じた猶予期限³¹を与えること。

もしかれが他人のホロープを〔検索して〕取り調べることができた場合には、ホロープをホロープ官署に引き渡すこと。そして、ホロープ官署から、そのホロープを、〔ホロープについて〕もっとも古い証文をもっている者〔旧主〕に引き渡すこと。

第51条 もし被告〔逃亡先の主人〕が、他人のホロープを自分のもとに置いていたことを自ら認め、しかしながらそのホロープは逃亡してしまい、いまどこに住んでいるかは知らないと言った場合³²。そのような被告に〔ホロープの〕検索を行わせること。その場合、最初に2ヶ月

28 この最後の文言は、再登録に対するホロープ所有者側の警戒心を和らげるために付け加えられたものと考えられる。

29 第11章27条の条文を指している。処罰の内容は、市場における3日間の鞭打ち、その後の1年間の投獄、さらに終身の裁判権の剥奪となっている。

30 被告は、家僕の逃亡先の主人が想定されている、裁判の状況は上記の49条と同じで、内容的にはこれを引き継いでいる。

31 距離に応じた猶予期限 (поворстной срок)とは、第10章21条などにあるように、遠隔地からの被告や証人のモスクワへの召還の場合には、地方の居住地からモスクワまでの距離に応じて、命令されてから裁判を開始するまでの猶予期限があらかじめ定められていた。ここでは、遠隔地の都市に再度逃亡したホロープを検索して捕まえるまでの、裁判の猶予期間のことを探している。

32 この条文も上記の第50条を引き継いでいるが、前条が、再度逃亡したホロープの居所を被告は知っていた（「別の都市に住んでいる」）のに対して、ここでは「いまどこに住んでいるかは知らない」ことが状況の違いである。

の期限を与える、二番目に2ヶ月経つてから〔見つからないときには〕、4ヶ月の期限を与えること。もし、この6ヶ月が経っても搜索がうまくいかないときには、さらに半年の期限を与えること。このような長い期限³³は、逃亡家僕（ホロープ）が逃げたのは遠くの都市である、と陳述した被告に与えること。

このような3回の期限を過ぎても逃亡家僕（ホロープ）を連れ戻すことができなかつた場合。被告から、君主の命ずる額、すなわちホロープ一人あたり50ルーブリ³⁴を徵集して、原告に与えること。

もし被告が家僕（ホロープ）を搜索して〔探し当る〕ことができたら、その家僕（ホロープ）を原告に引き渡すこと。そして、〔すでに被告から徵収して原告に与えられた〕50ルーブリは、原告から取り上げて、被告に与える〔返還する〕こと。

第52条 もし誰か〔主人〕が、自分の父親の〔奉公〕証文にもとづいてホロープを留め置いて〔所有して〕いるが、父親はすでに死亡している場合。そのような父親の家僕（ホロープ）は解放しなければならない。もし解放されてから、その家僕が誰かに自分の奉公証文を与えた場合は³⁵、その家僕はその者のホロープとなる。

第53条 もし誰か〔主人〕が、自分の古参の男女のホロープ³⁶を自分の手で解放したり、あるいは〔主人〕死後に領地管理人が、その者〔主人〕の命令〔遺言〕にしたがつて古参のホロープを解放した場合。その後は、その者〔主人〕の子供、兄弟、甥³⁷はこれらのホロープに対する所有権を持たない³⁸。

33 二度目の追加期限である半年間を指している。

34 この50ルーブリという金額は、第20章27条に、女ホロープが領外で結婚するときの弁償金（領外結婚料）の額と同じであり、91条にも保証人が支払う額として繰り返されている。ホロープ一人当たりの公定評価額であったことがわかる。これは、本章19条に記載されている奉公証文の名目契約金額である3ルーブリに比べてもはるかに高額であり、第40条にある労働の評価額（1年あたり5ルーブリ）から見ると、10年分の労働に相当する。実際そのような支払いがされていたかどうかは疑問である。石戸谷（386頁）は、この金額は逃亡ホロープを隠したことに対する懲罰的意味をもつていると推定している。

35 この「誰かに」は死んだ主人の子を想定しており、同じ屋敷に働く場合でも、主人が死んだときには、その子に改めて奉公証文を差し出すことを定めている。

36 古参ホロープ(старинные холоп и раба)とは、主人に代々仕えてきたことによる、生まれによるホロープを指す。第11章18条の注を参照。

37 これらは、ホロープ所有者の相続人にあたる。

38 古参ホロープは相続することができたが、本来の主人が生きているうちに自分の手で、あるいは死後の遺言によって古参ホロープを解放した場合には、相続人はこれに異議を申し立てることはできなかつた。

第54条 誰かが、誰かのところに居るホロープの所有を主張し、〔主張した者が〕そのホロープを尋問のためにホロープ官署に連れて行き、尋問のうちにそのホロープの所有権を求める裁判の訴えを行ったとする。すると、ホロープの所有について訴えを起こされた者〔被告〕が、被告としての答弁において、自分はこのホロープを信じないと言い、自分でホロープの代わりに答弁した場合。その者〔被告〕に自由に発言させること。また、ホロープは裁判に立ち会わせること。

もしその被告が、ホロープ自身に自らの答弁を行わせる³⁹、と言った場合。原告の訴状にもとづいて、裁判においてホロープ自身に答弁を行わせること。裁判で〔被告が〕無罪か有罪かどうかについては、裁判で〔ホロープが〕語ったことを信じるものとする。

第55条 誰かが逃亡ホロープとその持ち逃げ品〔の所有権回復〕について、誰かに対して執達吏を派遣し、訴状あるいは執達吏文書に署名をしたにもかかわらず、一週間たっても裁判への訴えを行わなかったり、または、被告が裁判に出頭する保証書を与えたにもかかわらず、一週間たっても裁判に出頭しなかった場合。そのような原告または被告に対しては、上記の裁判の条項⁴⁰に記されているところに従って命令〔判決〕を与えること⁴¹。

第56条 誰であれ、あらゆる身分の者が、あるホロープを、自分のホロープだと主張して訴え、そのホロープの証文を裁判に提出し、そこには120年⁴²〔より前〕の日付の書記官の署名と、書記官補の台帳登録の証明が付されていたが、実際には証文〔の本体〕も台帳も存在していない場合。あるいは誰か〔ホロープ〕から証文を、その年以前に取ったが、書記官の署名と書記官補の台帳登録の証明が付された証文はあっても、台帳が存在しない場合。

それらの証文を信じること。そして証文に名前が記されている者〔ホロープ〕たちを、〔旧主〕に引き渡すこと。なぜならば、それらの証文はモスクワ国家に遺芳薫ずる今は亡き大君にしてツァーリ、全ルーシの大公ミハイル・フョードロヴィッヂが支配する前に〔作成された〕から

39 ホロープは自分の身柄に関する裁判で、被告の同意を得れば、証言をすることができたことが分かる。このような内容の条項は『会議法典』以前には定められていなかった。

40 第10章「裁判について」の110、111条に、一週間経っても訴訟を起さない事例が記されており、これらの条項を指している。

41 すなわち、裁判を行わない者が原告の場合は、原告の訴えは却下され、被告の場合は、無条件で被告の敗訴となる。

42 1611/1612年に相当し、第20章29条にあるように、動乱（スムータ）によってこの都市にモスクワが破壊され、証文類が失われ、翌年から翌々年にかけて、完全〔古參〕ホロープの身分確認のために、身分確認のための申立書を提出することになっていた。

である⁴³。

第57条 誰かが、誰かに対して、相手の〔ところに逃げ込んだ自分の〕逃亡家僕（ホロープ）の所有権を求めて訴えたが、持ち逃げ品についてはそのときには訴えなかつたとする。そして、原告による訴状には、持ち逃げについては、ホロープを取り調べてからちに訴えると記されていた場合。そのような訴えについて、あとになって持ち逃げ品〔弁償〕の裁判を起こしてはならない⁴⁴。

第58条 もし誰か、地方都市において、総督やグバー官署役人が、その地方都市における〔だれか家僕の〕奉公証文を取った場合。その証文は証文ではない〔証文とみなされない〕。なぜならば、地方都市にいる総督やグバー官署役人はだれの奉公証文も証書も取ることを禁じられているからである⁴⁵。

第59条 もし誰かが、誰かホロープの〔所有権を争う〕訴えを起こした場合。裁判が始まって以降は、争議となつたホロープについて、原告や被告ではない〔他の者〕に、自署の保証書を提出させて、その身柄をあずからせること。もし、もし身柄を保証する者がいなゐ場合には、裁判でのこの一件の結審まで、執達吏がそのホロープの身柄を留め置くこと。

第60条 主人の家僕あるいは女家僕（ラバー）があり、原告か被告かのどちらかに隸属しているとする。もし裁判で男のホロープを引き渡す先が決まり、かれが妻帯しているのなら、その妻は夫とともに〔同じ所に〕引き渡される。もし女の隸属先が証書⁴⁶によって決まって、その者に夫がいるのなら、夫は妻が隸属する先に引き渡される。そして、その二人分の証書手数料⁴⁷を徴収すること。

43 第20章29条は、証文が失われた場合の処置を定めていたが、ここでは、証文は存在するが台帳がない場合を想定しており、所定の手続き（第28条参照）を経ていなくとも、このような古い証文は有効と定めている。

44 1623/1624年の命令によって、すでに、ホロープの所有権回復請求とホロープが持ち逃げした品の賠償請求は、同時に提訴されなければならないと定められていた。本条項はそれを確認したもの。

45 自分の管轄する地方都市、郡（グバー）などにおける、総督や地方官署役人の職権乱用を防ぐための措置と考えられる。実際に、役人のホロープ所有は当時かなり広がっており、17世紀前半にはモスクワのホロープの10パーセントは官署の人間の支配下にあったという。

46 証書(крепости)は、第18章58条にある判決証書(правая грамота)を指す。

47 証書手数料(головная пошлина)は、ホロープ所有者を定めた判決証書(правая грамота)の取得手数料のこと。ホロープ一人ごとに(голова)で役所が、証書を発行した者(つまり勝訴者)から取った。ホロープ一人当たり3アルティン(18デニガ)だった。

第61条 完全ホロープ⁴⁸、報告状付きホロープ⁴⁹、買い取られたホロープ⁵⁰、外国の捕虜⁵¹については、婚資として与えたり、妻、子、孫、曾孫に分与する遺言状、贈与証文⁵²、婚資証書などに書き込んでもよい。このような者たちが誰かに対して、婚資として、あるいは分与〔財産〕として引き渡されたならば、かれらは、引き渡された相手〔主人〕に隸属するとともに、その妻、子供、孫、曾孫にも隸属する。しかし、〔奉公〕証文による家僕（ホロープ）は、婚資として与えてはならず、遺言状にも、婚資証書にも、贈与証書にも書き込んではならない⁵³。

もし奉公証文による男女のホロープを婚資として与えたり、遺言状、婚資証書、贈与証書に書き込んだりした場合。そのような奉公証文による男女のホロープは解放すること。

第62条 誰かが、自分の古参ホロープや買い取られたホロープを、自分の姉妹や娘の婚資として与えたが、神の裁きによってその姉妹や娘が死亡し、子供は残さなかつた場合。

死亡した者の夫は、その様な婚資となったホロープたちを、婚資証書にもとづいて、婚資を与えた元の者に返さなければならない。もし、婚資となった〔ホロープの〕女や娘、または男が〔婚資として与えられた先で〕結婚した場合。「聖使徒と聖教父たちの規定」にもとづいて、妻と夫を離してはならない⁵⁴。夫が返されたところへ妻は行くべきであり。妻が返されたところへ夫も行くべきである。

第63条 誰かがその死の際に遺言状の中で、自分の奉公証文によるホロープを、自分の死後に妻や子に譲与すると書き込んだとする。だが、そのホロープたちは〔主人の〕妻や子のもとで

48 完全ホロープ (полные люди)とは、無条件で主人に隸属し、主人の意志で相続や譲与も可能なホロープを指す法律用語。実態としては、いわゆる古参家僕（ホロープ）(старинные люди)がこれに相当した。

49 報告状付ホロープ (докладные люди)とは、ホロープをホロープ官署で登録するときに、登録のために報告状(доклад)が提出されたホロープのことを言う。報告状とは、本人がホロープとして身売りしたことが官憲によって確認した旨の報告書のことと考えられている。そこには、ホロープが主人一代限りの隸属ではないことが示されていた。(石戸谷367-368頁)

50 買い取られたホロープ(купленные люди)とは、身売り状(полная грамота)の中で、その者が「買われた」と記されているホロープのことで、その場合つねに「自己の意志により」という言葉が付されていた。このようにして売られたホロープは「完全ホロープ」となった。

51 外国の捕虜は、常に売買状(купчная грамота)によって、自身の意志にかかわりなく、ホロープとして売買されていた。

52 贈与証書(данные)とは、遺言とは異なり、贈与者の生死にかかわらず、現実の財産（ここではホロープ）を他人（通常は家族・親族）に贈与することを約束した証書のこと。

53 奉公証文によるホロープとは、ホロープのうちでもっとも多い、借金などによる一時的身売りである。奉公証文によるホロープは、贈与も相続もできないことがここではっきりと規定されている。

54 ホロープが贈与先や逃亡先で結婚した場合には、かりにもの主人に戻されることがあつても、教会法によって、夫婦を分離してはならなかつた。この原則は、本章の第84, 85, 115条などにも貫かれている。

暮らすことを望まなかったとする。そして〔主人の〕死後、〔そのホロープたちは〕他の誰かのホロープになりたいとの請願を行い、〔その誰かに〕自分の奉公証文を与えた場合。かれら〔ホロープたち〕はかれらが最初の主人の死後に奉公証文を与えた者のもとに隸属することになる。

最初の主人の遺言状は信じてはならない。なぜならば、あらゆる身分の者が所有するホロープは、〔前の〕主人の死後は、〔新たに〕奉公証文によって隸属がきまるのであり、それ以前の奉公証文によって〔前の主人の〕妻や子にホロープが隸属することはないからである。そのようなホロープは〔主人の〕死後に解放すること。

第64条 誰かが死の際に遺言状の中で、妻あるいは自分の子に、自分の家僕（ホロープ）を譲与することを書き残し、それが古参の家僕だったり他のかたちの隸属者⁵⁵であり、奉公証文によるホロープではなかったとする。そして、その遺言状には証人がついており、その遺言状の証人については争われなかつたとする。ところが、その後、その亡くなつた者の家僕（ホロープ）の〔所有権〕について、妻や子供が誰かと争議になつたとする。そして、遺言以外の古い証文は、それらの家僕（ホロープ）については提出されなかつたとする。ところが、その家僕（ホロープ）は、実際には、妻子に与える遺言状を書いた主人のもとでは、奉公証文によって奉公していた場合。

その家僕（ホロープ）たちには、どこで、誰に、何年にかれらの奉公証文が取られたかを尋問すること。

もし、争議になつた家僕（ホロープ）がどこで、誰に、何年にかれらの奉公証文が取られたかを話した場合には、それにもとづいて、証文台帳を調べること。

もし、証文台帳に争議になつた家僕（ホロープ）に記載されていた場合には、妻子に遺言状を書いた主人の名においてかれら〔妻子〕から奉公証文を取りあげること。そして、それらのホロープは死者の妻子から解放し、自由を与えること。

もし、証文台帳にそれらの家僕（ホロープ）が記載されていなかつた場合には、それらのホロープは遺言状にもとづいて、〔主人の〕死後に遺言状が記すところの相手に引き渡すこと。

第65条 ホロープが自らの主人が死んだあとで解放されて自由になり、自由民になってから、〔死んだ旧主の〕妻や子供のもとに執達吏を送つて、死んだ旧主を提訴し、自分は財産なしで解放されたのだとして、自分が盗まれたとする財産の返還を求めた場合。

そのようなホロープに裁判を与えては〔起こさせては〕ならない⁵⁶。

55 第61条で言つてゐる、報告状付きホロープ、買い取られたホロープ、外国の捕虜などを指している。

56 中近世のロシアでは、家僕（ホロープ）には財産を所有する権利がないと考えられていた。本条もそのような伝統的觀念から発したもの。

第66条 もし誰かの主人の家僕（ホロープ）が141年と142年⁵⁷に、自分の主人と一緒にスモレンスクに国家の勤務に行き、戦闘をおこない、敗走して、リトアニアの捕虜となり、捕虜から帰還し、捕虜となった苦しみゆえに、この主人の家僕（ホロープ）は自由を与えられた場合⁵⁸。その妻は家僕に引き渡すこと。一方、〔帰還した父やその妻が〕ホロープのときに生まれた子供がいて、その子供には誰かの奉公証文やほかの証書類がある場合。子供はこれまで通り屋敷でホロープとして奉公するよう命ずること。

もし誰かの主人の家僕（ホロープ）が、スモレンスク城下から、あるいは他の君主の勤務から逃亡してカザーク集団に入ったり、ほかの悪党の集団に身を投じたとする。その集団が捕虜になり、捕虜から帰還した場合。そのような主人の家僕（ホロープ）はこれまでどおり、元の主人のもとで奉公すること。

もし誰かの主人の家僕（ホロープ）が軍勤務から逃げ出し、他の士族や小士族やあらゆる者のもとで軍勤務を行い、捕虜になった場合。そのようなホロープは古い証書類にもとづいて、旧主に引き渡すように命ずること。

現在より将来にあっては、このようなホロープについての命令はここに書かれた内容にもとづいて発せられる。

第67条 誰かの男女のホロープが逃亡して〔修道士・修道尼として〕剃髪したり、あるいは男のホロープが逃亡して司祭や輔祭になったとする。逃げられた主人はかれらを捕らえようとして、ホロープの〔所有回復〕と持ち逃げ〔の弁済〕について訴えをなとした場合。そのような逃亡家僕（ホロープ）に対しては、ホロープ官署においてホロープと持ち逃げについて裁判を与えること。

もし、裁判と取り調べによって、そのような逃亡家僕が、〔原告の〕ホロープであり、また持ち逃げしたことが明らかになった場合。かれらから持ち逃げしたものを取り立て、それを原告に引き渡すこと。かれら〔修道士・聖職者となったホロープ〕の身柄は、総主教⁵⁹か、地方都市にあっては主教のもとに送り、そこで「聖使徒と聖教父たちの規則」にもとづいて指示が下される⁶⁰。

57 西暦1632年から1634年を指す。スモレンスクをめぐるポーランド・リトアニア共和国との戦闘が背景にある。

58 第20章34条に規定されているように、捕虜となったホロープが帰還した場合には、自由が与えられた。

59 モスクワのクレムリ内にある総主教政庁(патриарший двор)を指している。

60 このような聖職者や修道士になった逃亡ホロープについての条項はあっても、逃亡農民については、第11章に条項が見当たらないところから見て、一般にホロープのほうが、読み書き能力があったか、あるいは、聖職者・修道士出身のホロープがいたことが推測される。

第68条 もしこのような逃亡した家僕（ホロープ）が修道士の僧衣を着ていたり、僧帽をかぶっていたが、それは自分で勝手に身に着けたものであり、そのことが取り調べによって明らかになった場合⁶¹。取り調べにもとづいて家僕から僧衣と僧帽を取り上げ、逃亡先の〔主人のもとに〕ホロープとして引き渡すこと。

第69条 もし、リトニア人捕虜が、主人の屋敷において、ロシア人の証文を入れて奉公している女や古参女ホロープと結婚したとする。あるいは、リトニアの女や娘の捕虜が、主人の屋敷において、証文を入れている男、すなわち奉公証文によるホロープと結婚したとする。そして、〔官署に〕引き立てられて、主人の前で尋問されたときに、このリトニアの男女のホロープは「自分たちはリトニアに帰りたい、自分が結婚した主人のもとには住みたくない」と陳述した場合。そのようなリトニア人はロシア人である妻と一緒に、リトニア女はロシア人の夫と一緒に、どのような身分の主人であれ、その屋敷から解放され、自分の望むところに住む自由が与えられるよう命じられる。

もし、リトニア人捕虜が、主人を前にしての〔陳述が〕記録されて、「自分は以前に住んでいた主人のもとに住み続けることを望む」と言った場合には、その捕虜はそれまで住んでいた主人に引き渡される。

もし、のちになって、男女の捕虜から、自分を解放してほしいとの請願がなされた場合。そのようなリトニア人捕虜はさきの記録にもとづいて、これまで住んでいた主人へと引き渡される。

現在では、このようなりトニア人の男女の捕虜については、ここに示される条項に従って命令が出されることとする。

第70条 正教の洗礼を受けていない外国人は、モスクワや地方都市の自分の屋敷においては、働き手として様々な信仰⁶²の外国人を所有すること。正教の洗礼を受けていない外国人のもとで、ロシア人⁶³が証文を入れた形であれ、自由意志⁶⁴であれ、ホロープとなつてはならない。なぜならば、これは、過ぎし136年、遺芳薫ずる今は亡き大君、全ルーシのツァーリにして大公ミハイル・フョードロヴィチ、およびその君主の父である同じく遺芳薫ずる今は亡き大君、モスクワと全ルーシの総主教、至聖なるフィラレート・ニキートィチの定め⁶⁵により、モスク

61 前条が、何らかのかたちで正式に聖職者や修道士になったホロープを想定しているのに対して、これは「自分で勝手に」聖職者や修道士を名乗っている逃亡ホロープについての条項である。

62 「様々な信仰」とは正教キリスト教以外の信仰を指している。

63 第10章161条などと同様に、「ロシア人」とは正教キリスト教徒の意味で用いられている。

64 自由意志(добропорядок)によるホロープについては、本章17, 18章に規定があり、証文なしで主人に仕えることができた。その意味で、奉公証文によるホロープとは、はつきりと区別されている。

65 ここでは1627年12月3日に発布された条例がふまえられている。

ワや地方都市で、不信心の非正教の外国人のもとで正教徒が奉公することは禁止されたのだから、そのことによって正教キリスト教徒が異教徒から圧迫と汚れをうけ、多くの者が聴罪司祭への懺悔もなしに死んでおり、また大斎や他の斎戒に肉や様々な汚れた食物を口にしているからである。

遺芳薫する今は亡き大君、全ルーシのツァーリにして大公ミハイル・フョードロヴィチ、およびその君主の父である同じく遺芳薫する今は亡き大君、モスクワと全ルーシの総主教、至聖なるフィラレート・ニキートィチは命令を発し、洗礼を受けていない外国人のもとで正教キリスト教徒を〔ホロープに〕とることを禁じ、これより先には、異教徒や洗礼を受けていない外国人の屋敷で、正教キリスト教を働くことを禁じた。これは、キリスト教の魂を汚さないためであり、懺悔を受けずに死ぬことのないようにするためである。現在もこれにもとづいて、洗礼を受けていない外国人のもとで、いかなるかたちであれロシア人が〔奉公して〕いてはならない。

もし、ロシア人が洗礼を受けていない外国人にもとに、奉公証文によるものであれ自由意志であれ、奉公することがあれば、取り調べのうえ、厳しい罰を科すこと。これは他の者がそのようなことをしないようにするためである。

第71条 様々な信仰の外国人がモスクワや地方都市において、やはり様々な信仰の外国人のもとに、売買証文⁶⁶によって、つまり捕虜として住んで〔奉公して〕いたとする。そして、奉公している外国人が正教に洗礼〔改宗〕することを望み、君主に請願書を提出して、「君主が自分の主人に命令を発して、自分が住んでいる屋敷から身柄を解放し、正教キリスト教に改宗させてほしい」と請願した場合。

その請願書にもとづいて、外国人を正教キリスト教に改宗すること。かれらの身請け金は、家僕（ホロープ）一人あたり15ルーブリであり、その金額を〔家僕〕自らが支払うこと。

もし家僕を買った外国人の売買証文に、15ルーブリ以上と書いてある場合には、その売買証文を信じてはならない。なぜならば、売買証文には金額が上乗せしてあるからである。

第72条 地方都市において、総督やあらゆる〔グバー〕官署役人、グバー長老は、ホロープの奉公証文を与えるときには、みずから署名しなければならず、印章を付すだけですませてはならない。グバー長老を選ぶときには読み書きのできる者を選ぶこと。もし、読み書きのできな

66 売買証文(купчий; купчая грамота)はおもに捕虜を家僕として買い取るときに、その証明として発行された証文のこと。

い者がいたら、その者をグバー長老に選んではならない⁶⁷。

もしなんらかの地方都市において総督や〔グバー〕官署役人が読み書きができず、また、その都市にはグバー長老がいない場合。その総督や〔グバー〕官署役人はホロープの奉公証文を誰に対しても与えてはならない。その奉公証文を与えることは、どのような身分の者であれ、他の都市で行わなければならぬ。その他の都市では、総督や〔グバー〕官署役人が読み書きができる、またグバー長老がいる都市であることとする。

第73条 総督、〔グバー〕官署役人、グバー長老は、印章を付すだけでなく自らが署名をした証文台帳を毎年モスクワに送付すること⁶⁸。

もし、地方都市からモスクワに送付された証文台帳に、総督、〔グバー〕官署役人、グバー長老が印章だけを付して台帳に署名がない場合。そのような、印章だけで署名のない台帳と奉公証文は信じてはならない。総督、〔グバー〕官署役人、グバー長老の署名のある台帳と奉公証文を信じること。

第74条 誰かがホロープ官署にタタール人の売買証文を提出し、その売買証文をホロープ官署において台帳登録するように請願したとする。一方証文に記名されているタタール人たちについては、正しく書かれている場合。売買証文は台帳に登録すること。

もし、その売買証文について争議が発生した場合には、取り調べにもとづいて、しかるべき登録すること。

もし、取り調べによって、その売買証文が悪意をもって書かれたり、関係者のいないところで書かれたことが明らかになった場合。その売買証文はホロープ官署において台帳登録してはならず、それについてしかるべき命令を下すこと。

第75条 もし誰か〔二人の主人〕が一人のホロープについて二つの奉公証文をモスクワで裁判に提出し、台帳に二つの奉公証文が登録されたとする。そのホロープの人相や特徴⁶⁹は一方の証文からの登録に一致し、他方の証文からの登録とは一致していない場合。人相と特徴において台帳に一致している奉公証文を持っている者にそのホロープを引き渡すこと。それは、たとえその奉公証文が、人相や特徴が一致しない奉公証文よりも後に取られた場合でもある。

67 グバー長老の資格について、第21章5条にも繰り返されている。

68 この証文台帳を地方都市からモスクワへ定期的に送る慣習は、1590年代にノヴゴロドからモスクワに1年あるいは半年ごとに台帳が送られていた事実から確認できる（石戸谷421頁）。

69 「人相や特徴」(рожей и приметы)とは、「中背、髪亜麻色、あごひげ亜麻色」などがその記載の一例である（石戸谷422頁）。

第76条 本法典より将来においては、このような争議にそなえてホロープの特徴を奉公証文のなかに名前とともに記しておくこと。これはどんな者〔主人〕であっても、自分のホロープの特徴を知っておくためである。

もしホロープの特徴が奉公証文のなかに名前とともに記されてあれば、ホロープについて、誰においても今後は争議はおこらないであろう。

第77条 誰かが、古参ホロープあるいは買い取られた家僕（ホロープ）たちを自分の遺言状の中で誰かに遺産譲与しようとして、遺言状には証人がついており、封印されていたとする。ところが、その家僕たちは遺言状による遺産譲渡先の主人⁷⁰のもとに住むことを望まず、主人から逃亡して、ほかの者〔主人〕に自分の奉公証文を与えた場合。

そのような古参ホロープあるいは買い取られた家僕（ホロープ）たちは、遺言状による遺産譲渡先の者〔主人〕に引き渡すこと。遺言状のあとで、再び自分の奉公証文を与えたとしても、その証文は証文とは見なされない⁷¹。

第78条 誰かホロープが誰か〔主人〕に対して、ホロープになりたいとの請願を行い、自分の奉公証文を書いたとする。請願を受けた者〔主人〕は、そのホロープを奉公証文とともにホロープ官署に登録のために連れて行ったとする。ところが別の者〔主人〕が同じ時に、同じホロープの所有について請願を行い、そのホロープはより以前に自分に対して奉公証文を与えたとの希望を示し、自分はホロープに支払いをしたのだと申し立てた場合。

そのような申し立ては拒絶すること。そして、そのホロープの奉公証文は、官署に証文とともにホロープを連れてきた者に与えること。ホロープから奉公証文を〔実際には〕取らずに支払いだけをした者は、奉公証文を取らなかったことによって、自ら損失をこうむったのである。支払いはするべきではない。

第79条 裁判において原告あるいは被告がホロープの所有をめぐっていかなる証拠の証文も提出せず、そのような証文についても語らなかったにもかかわらず、裁判が終わってから、争議となっているホロープの証文が見つかった場合。そのような者から、裁判のうちに案件に関する証文類を受け付けてはならない。裁判が判決を下したとおりに、裁判案件は結審とするこ

70 通常は、前の主人の相続人を指している。

71 第64条と類似の事態を扱っているが、ここではホロープはほんとうに完全ホロープであった場合で、そのときには遺言はもっとも高い証拠能力を持っている。

と⁷²。

第80条 もし誰か〔主人〕が自分の家でホロープである女や娘と不法な関係を結び、その女とのあいだに子供ができたとする。ホロープの女はこれについて主人に対して、君主に宛てて請願を行なった場合⁷³。

君主に宛てて主人に対する請願をおこなった女や娘を、モスクワの総主教政庁の総主教の役人のもとに送ること。地方都市にあっては、府主教、大主教の役人のもとに送ること。そして、主教裁判によってかの女たちについて取り調べを行い、「聖使徒と聖教父の規則」にしたがい、かの女たちの聴罪司祭への聞き取りにもとづいて決定を下すこと。

第81条 奉公証文のホロープ〔の所有〕について裁判によって誰か〔主人〕に判決証書⁷⁴が与えられたが、その証書が与えられた者〔主人〕が死亡した場合。死亡した者の妻や子供たちから、その奉公証文のホロープを、ホロープの身分から解放すること⁷⁵。

もし死亡した者の妻や子供たちが、奉公証文のホロープを自分たちの手元にホロープとしてとどめておきたいと願って、死者が生きているときに与えられた判決証書を持ち出してきた場合。その判決証書はホロープ所有の証拠書類にはならない。なぜならば、ホロープは、奉公証文と判決証書がその名に対して書かれた者〔主人〕に〔のみ〕、奉公証文と判決証書にもとづいて隸属しているからである。かれの妻や子供たちは、奉公証文や判決証書にもとづいて、そのホロープを所有することはできない。

第82条 もし判決証書が、古参ホロープや買い取られたホロープの所有について与えられた場合。その判決証書にもとづいて古参ホロープや買い取られたホロープは、かれの妻や子供たちに隸属する。

第83条 誰か〔主人〕のもとで、奉公証文によるホロープのところで子供が生まれ、その子供が成長して、自分の父母を棄て、奉公証文によるホロープとして生まれた主人のもとから逃亡し、ほかの者〔主人〕に奉公証文を与えた場合。奉公証文のホロープとして生まれ、逃亡した

72 裁判での判決のうちに、証拠が出てくる事態については、第10章21、22条でも扱われており、判決後は新しい証拠であっても採用しないことが原則となっている。

73 庶子の身分確認と、主人への処罰をもとめる訴えと考えられる。実際の処罰としては、辺地への徒刑と労働などがあった。

74 判決証書(правая грамота)は、ホロープの所有をめぐる裁判の結果を記しているもので、裁判に勝訴した側に与えられ、奉公証文などと同様に保管されていた(石戸谷426頁、又第18章58条参照)。

75 奉公証文による家僕(ホロープ)は終身の身分ではなく、これを贈与や相続することはできないという原則によっている。

ホロープは、自分が生まれて、父母が奉公している主人のもとに引き渡すこと。〔逃亡ホロープ〕がほかの者〔逃亡先の主人〕に再び与えた奉公証文は、これを斥けること⁷⁶。

第84条 誰か古参ホロープ、あるいは証文を入れたホロープが、誰か〔主人〕の屋敷で結婚をしていながら、妻を棄てて逃亡したとする。そして、逃亡先で他の女と結婚したが、最初の妻については隠していたとする。そのちになって、かれ〔逃亡したホロープ〕は最初の自分の主人のもと、最初の妻のところに戻ったか、あるいはかれの最初の主人が逃亡先から連れ戻した場合。かれは昔どおりに、自分の最初の主人に隸属して、最初の妻とともに住むこと。二番目の妻は、かれが結婚した〔逃亡先の主人〕もとに住むこと。

もしその様なとき、すなわちかれが逃亡中に、最初の妻が死んだ場合。最初の主人のところへ、逃亡中に結婚した二番目の妻と一緒に、かれを引き渡すこと。

同様に、ホロープ女が夫を棄てて、逃亡中に他の男と結婚し、そのちになって、最初の主人のところに逃亡先から戻ってきたり、あるいはかの女が捕まった場合。男の逃亡の場合と同じ決定を下すこと。

第85条 もし誰か〔主人〕が自分の奉公証文によるホロープを自由民の女と結婚させ、そのうちに奉公証文によるホロープが死んだとする。そしてそのホロープと結婚していた女は主人のもとから逃亡して、誰か他の者〔主人〕に請願して、自分の奉公証文を与えたとする。ところが、かの女が奉公証文のホロープと結婚していた先の最初の主人がかの女を捕らえた場合。その女は最初の男（ホロープ）との結婚ゆえに⁷⁷、かの女の最初の主人に引き渡すこと。

かの女が主人のもとから逃亡中に自分の奉公証文を与えても、その証文は証文ではない。

もし、そのような逃亡中の女が、逃亡先の屋敷で結婚をした場合。最初の主人に夫とともに引き渡すこと。

第86条 誰か〔主人〕のところに奉公証文による家僕（ホロープ）がいて、またその〔主人の〕妻あるいは子供たちのところに、〔別の〕奉公証文による〔ホロープ〕娘あるいは寡婦がいるとする⁷⁸。そして、妻の夫、子供たちの父親、自分の〔所有する〕奉公証文の家僕（ホロープ）を、〔上

76 ホロープの子供の逃亡については、第20章24～25条で裁判手続きも含めてより詳しく扱っている。ここでは、ホロープの様々な逃亡の例のひとつとして、再掲したものだろう。

77 ここには、第31条で古参ホロープについてふれている「ホロープと結婚した女はホロープとなる」という原則が、奉公証文によるホロープについても適用され、夫と同じ条件で主人の支配下に入っている。

78 領主の妻などは、屋敷で身の回りの奉公（賦役）をさせるために、自分自身の家僕（ホロープ）を所有することができたが、これについては別個に証文をとり、登録しなければならなかった。

記] 奉公証文による娘や女と結婚させたりする。ところが、妻のところで夫が死亡し、あるいは、子供たちのところで父が死亡した場合。

奉公証文のホローブ女と結婚してホローブとなった者は、その妻や子供と同じ〔主人に〕隸属する。

もし、〔主人の〕妻や子供たちが死んだ場合。そのような〔妻や子の〕奉公証文による家僕は、妻の死後はその夫に隸属し、子供たちの死後はその父親に隸属する⁷⁹。

第87条 古参ホローブあるいは奉公証文によるホローブが、誰か〔主人〕から逃亡し、逃亡中に自由民の娘や女と結婚し、その女とのあいだに子をなしたとする。そのうちに逃亡中の身で、誰か他の者〔主人〕に請願を行いホローブになりたいと申し出て、逃亡中になした子供は自分と同じ奉公証文に書き込んだとする。そのうちに、その逃亡ホローブは、元の主人の所有のもとに、古参ホローブとして、あるいは奉公証文によるホローブとして戻った場合。しかるべき裁判を行い、かれ〔逃亡ホローブ〕を元の主人に引き渡すこと。また、そのホローブの元の主人には、妻と子もあわせて引き渡すこと。

第88条 誰か〔主人〕が自分の逃亡した家僕（ホローブ）を執達吏をつかわずに捕まえた場合。その者は自分の逃亡家僕を、捕まえたときにもっていたすべての物品とともに、官署に連行すること。そして、逃亡家僕が〔逃亡中に〕住んでいた者〔逃亡先の主人〕に対して、裁判に訴えさせること。

もし、裁判と取り調べによって、家僕を連行してきたものに、その家僕を引き渡すことになり、逃亡中に家僕が住んでいた場所からは、連行された家僕は手回り品しか持って来なかつた場合。その逃亡家僕は、旧主に手回り品なしで引き渡し、手回り品は本来の持ち主に渡すこと。

もし、逃亡中住んでいた主人のところで、かれに妻や子供がいた場合。逃亡中に住んでいたところの主人に命じて、妻と子供をその財産とともに、そこから逃亡した最初の主人に引き渡すよう命ずること。

もし何かについて〔主人同士で〕争議が起こった場合は、これについて裁判にかけ、裁判にもとづいてしかるべき判断すること。

79 奉公証文によるホローブは、主人が死ねば解放されたが、かれが主人の妻（子）の所有する女ホローブと結婚してしまうと、その結婚により妻（子）に隸属し、主人が死んでも解放されないということ。またその逆も同様だった。これは、部分的には、ホローブの「夫婦不分離」という、教会法の原則からきていると思われる。

第89条 もし誰か〔主人〕のところから、古参ホロープ、奉公証文によるホロープ、買い取られたホロープ、あるいは外国の捕虜が逃亡したとする。逃げられた主人は〔逃げた〕家僕について手配⁸⁰を行い、それに報奨金を付けたとする。なぜなら、手配の報奨金は〔逃亡した〕家僕たちを捕らえたものに与えられるものだからである。その場合、逃亡家僕を所有していた者はそれを捕らえた者に報奨金を、約束通り遅滞なく全額を与えること。同時に、〔主人は〕その者に、一人一日あたり2デニガを、自分の家僕の食費として与えること。

第90条 もし、そのような逃亡家僕を捕まえた者が、逃げた元の〔持ち主に〕かれらを返還せず、働かせるために自分の手元に留め置こうしたとする。すると、その逃亡家僕の主人だった者が、このことにつき、かれ〔を捕まえて、留め置こうとした者〕を君主に訴え、裁判での取り調べによって、かれは働かせるために他人の家僕を自分の手元に留め置いたことが明らかに立証された場合。

かれに捕まった家僕を、〔元の〕主人に返還すること。この家僕がかれ〔被告〕のもとに住んでいた間の毎週の労働の代価として、一人につき一週間あたり、2アルティン2デニガ⁸¹を、かれ〔被告〕から取り立てるよう命じ、この金銭を原告に引き渡すこと。

第91条 誰かが、他の誰かの屋敷にいくよう家僕に命じ⁸²、この家僕が善良で何の悪事も行わないと保証し、それについて自分の保証書を与えたが、保証された家僕は、何らかの悪事を犯して逃亡したとする。そこで、この家僕に逃げられた者が保証人に対して、自分の家僕や自分の持ち逃げされた財産や損害について保証書にしたがって裁判を起こし、保証人が保証書〔が自分のものであること〕を否認しなかった場合。

この者〔保証人〕に、自分が保証した家僕を捜し出すように命じ、この家僕を捜し出して官署に引き渡すことのできる期限を設けること⁸³。もし最初の期限までに逃亡家僕を引き渡さなかつた場合には、この家僕について第二、第三の期限を命令にもとづいてこの者に与えること。3度目の期限までにこの家僕を引き渡さなかつた場合には、この家僕の代価として〔保証人は〕

80 手配(заказ)とは、ホロープに逃亡された主人が、ホロープの人相・特徴をおおやけに告知して、捕まえてもらう手配のこと。

81 当時の1アルティンは6デニガに相当するから、2アルティン2デニガは、14デニガであり、一日あたりに換算すると2デニガになる。これは、第89条で述べられている、ホロープを捕らえた者がその食費として受け取る1日2デニガの食費と同額である。

82 簡単な記述のためどのような状況か分かりにくいが、自分の配下にある家僕を身元保証書をつけて、他人の屋敷で奉公させる習慣が当時存在したと考えられる。

83 この期限は、本章51条にあるように、官署から捜索地までの距離に応じた捜索期限のことを指している。

原告に50ルーブリ⁸⁴ を支払い、さらに、裁判と取り調べとによって算定した持ち逃げ分と損害分を支払うこと。

第92条 逃亡した家僕が、〔捜索によって捕まり〕 ホロープとして官署から、〔もとの主人に〕 引き渡された場合。〔もとの主人が〕 自分の逃亡家僕を死ぬほど殴ったり、不具にしたり、餓死させたりしたりしないよう、厳しく命ずること⁸⁵。

第93条 誰かが誰かのところに〔留め置かれて〕 いる〔自分の〕 ホロープの所有権を主張し、またそのホロープが着ている衣服の所有も主張し、そのホロープをホロープ官署に連行して、「このホロープは、この現物としてある持ち逃げ品だけでなく、自分のところから多くの財産を盗んだ」と陳述したとする。ところが、連行されたホロープは、引き出されて尋問されたときに「自分が着ている衣服は、自分の所有を主張している者のものだが、その者からほかの財産は何も持ち逃げしていない」と陳述したとする。一方、このホロープの所有を請求された者〔逃亡先の主人〕は「このホロープは、屋敷に新たに住まわせてくれと自分に対して請願し、自由民だと名乗った。また、請求のあった衣服は、このホロープが自分で身につけて来たものであり、自分はこの衣服の所有は主張しない。この衣服以外には、このホロープは自分のところに何も持つてこなかった」と陳述した場合。

被告〔留め置いた者〕とホロープの陳述にしたがって、現物としてある衣服は原告に引き渡すこと。しかし、その場にはない、それ以外の訴訟請求された物については、〔別個に〕 裁判を起こさせ、かれらの間の裁判と取り調べによってしかるべき判決を下すこと。

第94条 誰かがホロープ〔の所有〕について裁判で争い、争議となったホロープは、裁判の審理が終わるまで執達吏の監視下に置かれたとする。そして、争議となったホロープについての裁判の審理が終わり、争議となったホロープが勝訴した者に引き渡された場合。

このホロープの収監手数料と食費を敗訴した者から取り立て、これを執達吏に与えるよう命じること。収監手数料は一日あたり3デニガ、食費は4デニガ⁸⁶ で、収監手数料と食費両方で、一日あたり7デニガを取り立てるよう命令すること。

84 これも第51条に示されていると同じ、ホロープ一人あたりの公定評価額である。

85 この条項の背後には、この時代に逃亡家僕が旧主のもとに引き渡されたときには、その家僕に対する厳しい制裁が行われていたことが推定できる。

86 第89条で、手配にしたがって逃亡ホロープを捕らえたものには、報奨金の他に一日当たり2デニガの食費が支払われたが、この執達吏に払われる食費はこれの倍額にあたる。

第95条 誰かが、争議となったホロープ〔の所有〕について、自分の知行地の周辺 2, 3, 5, 6, 10⁸⁷ ヴェルスタの内で、一斉聞き込み捜査を行うよう申請し、聞き込み捜査の人員をしかるべき派遣したが、聞き込み捜査で証言した者が20, 30人のわずかな数しかいなかつたとする。そして、〔捜査を申請した〕原告あるいは被告が、そのような〔わずかな〕距離〔ヴェルスタ〕の範囲内では、捜査で証言する人はそれ以上はいないと証言した場合。そのような聞き込みを、一斉聞き込み捜査とみなして、捜査におけるわずかな者の証言を信じること⁸⁸。

第96条 誰かが、ホロープと持ち逃げされた財産〔の所有〕について裁判で争い、この案件の裁判で宣誓しなければならなくなつたとする⁸⁹。そこで、裁判において、原告あるいは被告は、十字架接吻〔の宣誓〕を自分の家僕に行わせることにして、〔原告が〕裁判でその家僕の名前をあげたとする⁹⁰。ところが、その後になって、〔被告は〕十字架接吻の〔宣誓〕をするべき自分の下僕が、逃亡あるいは死亡したので、逃亡あるいは死亡した家僕の代わりに、自分の別の家僕を十字架接吻の宣誓に立てたいとの請願を行つたとする。ところが、〔家僕を〕十字架のもとに導く者⁹¹が、自分はこの家僕を信用しておらず、別の家僕を信用していると述べ、別の〔原告の〕家僕の名前あげた場合。

そのよう〔に申し出た〕者の言い分は斥け⁹²、十字架接吻の宣誓に立てられた家僕に、十字架接吻の宣誓をするように命じること。

87 領主の屋敷から、半径で2～10キロの範囲内といったところ。

88 逃亡ホロープの所有権をめぐる争議は、なによりも証文の証拠が重視されたが、古参ホロープの帰属のように、証文類では判明しない場合には、次善の手段として、当該ホロープがどのくらい長く奉公していたかを、周辺住民に聞き取り調査をする「一斉聞き込み捜査」が行われた。その際、ふつうは100人からそれ以上の証言をとことになっていた。それに対して20～30人の証言でも証拠力があることを本条は定めており、ホロープ裁判における例外的な措置を認めたものと考えられる。

89 逃亡ホロープの帰属について、証文や一斉聞き込み捜査によつても決着がつかなかつた場合、第三の手段として、原告、被告による十字架接吻が行われた。ここでは、十字架接吻をすることを恐れた主人が、自分の家僕を差し向けていた場合が想定されている。

90 十字架接吻の宣誓の時には、裁判の訴状において原告が名指しで指名した被告の家僕だけが、被告は自分の代役として宣誓を行わせることことができた（第14章7条参照）。

91 ここでは、原告を指している。十字架接吻の宣誓においては、被告の家僕が宣誓をするときには、これを指名した原告が立ち会い、被告の家僕を十字架に「導いた」（第14章5条）。

92 つまり、当該の家僕の死亡・逃亡のような例外的な事態では、第14章7条の「原告が指名した被告の家僕の宣誓」の原則を適用せず、被告側があらたに代理とした立てた家僕の十字架接吻宣誓を認め、原告はこれを忌避できないことを定めたもの。

第97条 誰かが、買い取ったタタール人⁹³に洗礼を施し、〔その後に〕その新改宗者を売却して、登録のために〔ホロープ官署に〕連れて来た場合。そのような新改宗者についてホロープ官署では、誰に対しても奉公証文を与えてはならない。そして、かれら〔新改宗者〕を、登録のために連れて来た者から解放すること。なぜなら、君主の命令によれば、洗礼を受けた者をいかなる者にも売り払ってはならないからである⁹⁴。

第98条 誰かが、買い取ったタタール人捕虜である自分の家僕を、誰かに善行によって無償で贈与し、かれらについて贈与証文を与えたとする。そこで、買い取ったタタール人を与えられた者たちが、贈与証文を携えて、かれらを登録するためにホロープ官署に連れて来た場合。ホロープ官署で、贈与された者〔タタール人〕とかれらについての贈与証文を台帳に登録すること。

第99条 誰かが、売買証文あるいは贈与証文にもとづいて、タタール人を登録し、そのタタール人はドンあるいは地方都市で買い取ったもの、もしくは自分でかれらを捕虜にしたと述べた場合。それらの捕虜にされたタタール人を、売買証文や贈与証文にもとづいて同様に台帳に登録すること。

第100条 買い取ったタタール人の新改宗者たちが、〔主人の〕死後も生き残ったが、死後、遺言が残っていないか、あるいは遺言は残っていても、新改宗者たちを誰に分与するのか記されていなかったとする。そして、かれら〔新改宗者〕が買われたときには、売買証文には、かれらについて死後生き残ったかれらを自分と自分の妻と子供のために買ったと記載されていないにもかかわらず、その死亡した者の妻と子供たちが、かれらは買い取った者であるからといってかれらを解放しなかったとする。ところが、買い取られた〔新改宗者〕たちが、遺言や売買証文には、自分たちは妻や子供たちの所有になるとは記載されていないとして、自分たちを解放するよう、君主に請願した場合。

買い取られた者〔新改宗者〕は〔主人が〕死亡した後は、その妻や子供の所有となる。なぜならば、多くの者〔主人〕は、このような者を自分の結婚までに購入し、ある者はこのような者を買い取ってから結婚するが、かれらは自分が買い取った者を自分だけのために買ったと売

93 下の第98条にあるように、ホロープとして売買されているタタール人捕虜を買い取った場合が想定されている。

94 異教徒の捕虜のホロープは、売買証文(купчие)によって売買することができたが、正教徒を売買することは禁止されていた（通常、正教徒は「奉公証文」によってホロープ登録する）。そのため、そのようなもと捕虜の正教徒を売買によって所有してから、奉公証文によってホロープとして登録しようとしても、その所有そのものが不法であるため、ホロープ登録を認めないとのこと。

買証文に記載したり、そのように買い取った者を、自分と自分の妻と子供たちだけのために買ったと、売買証文に記載する習慣はないからである。

第101条 誰かが誰かに対して⁹⁵、あるホロープは、自分の祖父の完全ホロープ証文にもとづいて⁹⁶自分の所有であると訴えたとする。ところが、かれの祖父の完全ホロープ証文には、かれの祖父が自分と自分の子供たちのためにそのホロープを買ったと記されてはいるが、孫たちや曾孫たちについては完全ホロープ証文に何も書かれていなかったとする。他方、〔訴えられた〕被告は、そのホロープについて、裁判で新たな奉公証文を提出した場合。

その奉公証文にもとづいて、そのホロープを、それからは、被告の所有になるホロープとすること。ホロープについての原告の〔訴え〕は斥けられる。なぜならば、原告はそのホロープについて、自分の祖父の完全ホロープ証文にもとづいて訴えをなしたが、かれの祖父の完全ホロープ証文には、そのホロープがかれに与えられるとは記されていなかったからである。

第102条 誰かが、あるホロープを自分の所有であると主張し、〔ホロープを〕執達吏の監視下に置きながら、訴訟を起こさずに取り下げた場合。その者にかかる収監手数料と食費を訴訟を、執達吏に監視させながら取り下げた者から取り立てて、執達吏に渡すよう命ずること⁹⁷。

第103条 原告が裁判で、あるホロープ〔の所有を主張して〕、書記官あるいはグバー長老あるいは地方都市の所領管理人の署名がある古い証文⁹⁸を提出したとする。ところが、その証文はモスクワの荒廃⁹⁹以前に書かれており、〔ホロープ官署にある〕証文台帳にはそのような〔古い〕年のものではなく、書記や証人は死亡しており、一方被告は、その証文は偽物だと主張した場合。その証文について、別の同類の証文によって取り調べをすること。

もし、誰かのもとでそのような〔同類の〕証文が調べられて、そのような証文に〔名前が〕記

95 ここでも、特定のホロープの所有権をめぐる訴訟が想定されている。

96 「祖父の完全ホロープ証文によって」の原文は по полной дедаで、これは полная грамота すなわち「完全ホロープ証文」のことと考えられる。普通、古参（完全）ホロープは、先祖代々ホロープであったことによって主人に隸属しており、証文類は交わさないことになっていたが、古くは古参ホロープについても台帳が存在していた。それゆえ、もし先祖の世代（ここでは祖父）に交わした証文があれば、それが古参（完全）ホロープであることの証明になる。ここでは、そのような文書を指している。

97 所有をめぐる争議の対象となったホロープを執達吏の監視下におくことについては、第54条に述べられている。収監手数料と食費の金額については、第94条を参照のこと。

98 ここでは主に、ホロープが自分（原告）に宛てて差し出した古い奉公証文が念頭に入れられている。

99 モスクワの荒廃(разорение)とは、第56条に示されているように、1611/1612年の動乱（スムータ）によって、モスクワが焼け、証文台帳が消失した事態を指している。

されている〔グバー〕官署役人は、争議となった証文に書かれている〔グバー官署役人〕と一致しており、その署名もまた一致している時には、その証文を信用すること¹⁰⁰。

第104条 誰か自由民が、長司祭、長輔祭、司祭、輔祭、その他の教会勤務者、あるいは修道院の従僕のもとで暮らしたいと望んだ場合。その者についての奉公証文を、長司祭や長輔祭に對して与えること。その自由民は、司祭や輔祭、その他の教会勤務者、修道院の従僕のもとでは、自由意志により、証書¹⁰¹で決められた年月を暮らすことができる。その自由民についての奉公証文を、司祭や輔祭、その他の教会勤務者、修道院の従僕に与えてはならない¹⁰²。

第105条 同様に、誰か自由民が、領主の家僕¹⁰³のもとで暮らしたいと望んだ場合。そのような者〔自由民〕は、領主の家僕のもとで自由意志により、証書で決められた年月を暮らすことができる。その自由民についての奉公証文を、領主の家僕に与えてはならない。

もし、領主の家僕に対して、そのような者についての奉公証文が過去に与えられていた場合。その証文は証文ではない。なぜならば、過ぐる143年¹⁰⁴にそのような証文を廃止することが命じられたからである。

第106条 この世から旅立とうとする者が自分の遺言状の中で、かれの、奉公証文による家僕(ホローブ)の息子を解放すると記し、その奉公証文による家僕(ホローブ)の息子を父の遺言にもとづいて解放し、〔その息子〕に解放文書を与えた場合。奉公証文にもとづき、かれの子供たちのもとで〔家僕の息子を〕働かせることは禁じられる。

100 同じ時代に書かれた証文と照合して、書記の筆跡や紙などの真偽を確かめるということ。これは本章56条と関連しているが、56条が、証文は存在し、台帳が失われただけの事態を想定してるのである。ここでは存在した証文に疑義が提出された場合の対処の仕方を規定している。

101 この証書は、「年季奉公証書」(жилая запись)のことである。奉公の期限が明記されていた。

102 聖職者のホローブの「奉公証文」による所有は、長司祭や長輔祭など、白僧の中でも特権層に限られることが規定した条項。その裏には、下級の聖職者や教会勤務者のホローブ所有という現実があったと思われる(石戸谷387頁)。

103 領主の家僕(боярские люди)は、文字通りでは「貴族の下人」だが、ここでいうбоярскийは身分としての貴族(боярин)を指しているわけではなく、土地、動産、農民、ホローブを所有する主人を指している。屋敷付家僕(дворовые люди)と同じと考えられる。屋敷付の裕福な家僕(ホローブ)は、人を奉公によって賦役させることができたが、決して奉公証文による「終身」の賦役ではなく、年季奉公証書による期限付きの賦役でなければならなかった。

104 かつては、領主の家僕(ホローブ)にも、奉公証文によるホローブを所有する権利があったが、1634/35年の法令によってその権利が廃止された。なお、同時に、ポサード民、国有地農民も、同様の権利を失い、奉公証文によるホローブ所有の権利は、社会の特権階級に限定された。

第107条 もし、何らかの奉公証文や証文台帳が地方都市で書かれ、地方都市からモスクワへ、過ぐる148年〔1640年〕8月26日までに送られたとする。そして、その奉公証文や証文台帳には官署役人の署名がなかったが、この台帳に対するいかなる訴えも、この君主の命令¹⁰⁵までになされず、この台帳や奉公証文はいかようにも反論されなかつた場合。この奉公証文と証文台帳は信用され、この台帳を書記官の署名によって確定すること。

第108条 もし誰かがホローブの〔所有を求めて〕訴訟を起こし、一方はそのホローブを「古参家僕」と呼び、他方は「奉公証文による家僕」と呼んでおり、かれ〔そのホローブ〕の名前やあだ名も同じ呼び名ではなかつたする。そこで、原告あるいは被告が、自分のもとでは、かれ〔ホローブ〕は古参ホローブして知られていたと主張して、問題の家僕（ホローブ）を聞き込み捜査の証言者の前に立たせるため、一斉聞き込み捜査〔の実施〕を申請し、問題のホローブを証言者の前に立たせたとする。すると、証言者たちは、かれは長い年月¹⁰⁶ある者の所有になっていたことを知っていると述べた場合。その問題のホローブを、聞き込み捜査にもとづいて、古参ホローブとして所有していたと、証言者たちが〔述べた〕者に与えること。

もし、聞き込み捜査において、そのように問題となつた家僕（ホローブ）について、証言者たちが、「自分たちはその家僕（ホローブ）がある者のもとで10年もしくは20年間ホローブであったことは知つてゐるが、その者のもとで古参ホローブであったかどうかは知らない」と言ったとする。〔そしてさらに〕そのホローブの〔所有権〕を争つてゐる者たちが、一方はかれを自分の古参ホローブと呼び、他方はかれ〔を所有していること証明する〕奉公証文を提出したが、聞き込み捜査の証言者たちがそのホローブを知つてゐたのは、証文に反論してゐる方の人間のものであり、それは奉公証文の〔日付より〕以前であることが判明した場合。

その聞き込み捜査にもとづいて、問題となつたホローブは、奉公証文以前にすでにホローブであったことを証言者たちが知つてゐた、その所有者に与えること。

もし、その〔提出された〕奉公証文が、聞き込み捜査で〔証言された時期よりも〕古いことが分かつた場合。その奉公証文にもとづいて、そのホローブをかれ〔の所有を証明する〕奉公証文を提出した者に与えること。

第109条 原告もしくは被告が、ホローブ〔の所有を主張して〕、共通の証人¹⁰⁷を申請したが、

105 1649年のこの『会議法典』を指す。

106 「長い年月」ということは、主人の終身の所有に入つてゐたことを示してゐる。

107 共通の証人(общая правда)とは、原告・被告両者がともに自分にとっての証人として認めてゐる両者に共通する証人のことで、一斉聞き込み捜査によって得た証言よりも証拠能力は高いとされていた。「共通の証人」の証言は総じて、他のいかなる証言よりも証拠能力が高かつた。

共通の証人はシベリアあるいはアストラハンの遠隔諸都市にいたとする。あるいは、同様の遠隔諸都市での一斉聞き込み捜査を申請したとする。すると、争議の当事者のもう一方が、そのような申請に対して、〔裁判の〕引き延ばしをするためにこのような遠隔諸都市への申請をするのだと、訴えた場合。

その遠隔諸都市に、共通の証人に対する尋問のためや、一斉聞き込み捜査のための君主の文書を送ってはならない。案件は裁判によってしかるべき結審させること。それは、誰も無用な遅滞をこうむらないためである。

第110条 誰かホロープが、誰か〔主人〕に対して、自分と自分の子たちについての奉公証文を与えようとするが、その子たちはその時15歳か20歳かそれ以上になっているにもかかわらず、かれはその自分の子たちのいないところで、証文に自分とともにその子たちを記載した場合。

そのようなホロープの子たちを、本人のいないところで、奉公証文と証文台帳に記載してはならない。そのような子たちに命じて、〔奉公証文の〕登録に本人を出頭させること。そして、証文台帳に子たちの顔と子たち全員の人相や特徴を記載すること。このような成人したホロープの子たちについての証文を、その子たちのいないところで与えてはならない。ホロープが自らに対する〔奉公契約〕証文を与える時に、かれに15歳未満の未成年の子たちがあるならば、かれの申立にしたがって、かれのそのような子たちを奉公証文と証文台帳に、その子たちがいなくとも、かれとともに記載すること。

第111条 誰かが、この君主の命令以前に、誰かのところでホロープを捕え、このホロープを官署¹⁰⁸へ連れて来たとする。ところが、かれは、〔捕まえたホロープが〕自分のホロープであるとする訴訟を長い間起こさず、そのことによって、かれは、そのホロープについての権利を失い、このかれのホロープは、かれが捕らえられた時に所有していた者に引き渡された場合。

このホロープは今後とも、かつての君主の命令にしたがって、官署からかれが引き渡された者のホロープとなること。かれはこのホロープを自分で自分のところから失ったのであり、このホロープの所有に関する訴訟を長い間起こさなかったからである。今後、この君主の命令の後は、ホロープに関する争議において、誰であれ裁判を経ずに権利を失うことはない。

第112条 誰かが、他人のところにいるホロープの所有権を主張して、そのホロープを官署へ連れて来たとする。ところが、そのホロープを所有している者は、その時に、君主の勤務でシ

108 モスクワの場合は「ホロープ官署」、地方都市の場合は、地方のグバーニュ官署(губная приказная изба)を指す。

ベリアの遠隔都市やアストラハン、あるいは他の地方都市に滞在していたとする。そして、そのホロープを連れてきた者は「連れて来たホロープについての証文類は、その主人がその地方都市で持っている」と陳述し、連れてきたホロープの所有権に関する訴訟は、これを捕まえた者は、その主人がいないので起こすことはできなかった場合。

その連れて来られたホロープは、かれの所有者¹⁰⁹〔である主人〕が遠い都市から到着する時までは、かれが捕まつた家の者に引き渡し、引き渡しを受けた者を〔官署に〕呼び出して、〔出頭保証書に〕署名させるように命じること。そして、かれらが、そのホロープを官署に連れてくるよう求められたときには、そのホロープを出頭させるよう命じること。もし、かれら〔引き渡しを受けた者〕が、そのホロープを自分のところに留め置くことを望まない場合には、連れてこられたホロープを、かれの所有者〔である主人〕が到着するまで、保証人に引き渡すこと。

もしホロープに対する保証人がいない場合には、執達吏にホロープを引き渡して保護させ、執達吏のもとでホロープを養わせるよう、かれを捕らえた者と、かれが捕らえられた家の者とに命じること。

もし、ホロープを捕らえた者も、かれが捕らえられた家の者もホロープを養おうとしない場合には、執達吏に命じて養わせること。その後に、このホロープの食費と収監手数料を、訴訟に負けた側から取り立てて、執達吏に渡すよう命ずること。

第113条 知行地領主もしくは相続地領主が、自分の農民あるいは農民の息子あるいは自分の農婦あるいは農民の未婚の娘について奉公証文をとり、その農民あるいは農民の息子あるいは農婦あるいは農民の娘が、その領主のもとでホロープとして暮らしていたが¹¹⁰、その後に、かれから逃亡し、逃亡中に自分についての別の奉公証文を他の領主に与えたとする。すると、かれらの旧主がかれらの所有権を主張したとする。ところが、〔逃亡先の領主である〕被告が、かれ〔旧主〕を訴えて、「この男〔旧主〕は自分の農民、農民の息子、農婦、農民の娘から奉公証文を取ったのではないか」と告発したとする。そして、そのことによって、被告はその家僕（ホロープ）をかれ〔旧主〕のもとから横取りしようとし、また自分が取った奉公証文によって無罪になろうとした場合。

このような逃亡ホロープは、その旧主に引き渡し、ホロープから農民に戻すこと。旧主がかれら〔農民〕から奉公証文を取ったことについては、その主人は、君主が命じるところにした

109 「所有者」は原文では *исцы* だが、ここではまだ裁判が始まっていないので、「原告」ではなく、所有権を主張できる者、すなわち「所有者」とした。

110 領主が自分の土地の農民を、証文を取ってホロープとすることは禁じられていたが、実際には、そのような事態がかなり見られた。本条はそのような社会背景を反映している。

がって〔罰せられる〕。なぜなら、君主の命令によれば、誰であれ、自分の農民や農民の子たちについて、その奉公証文をとることは許されないからである¹¹¹。

第114条 もし、〔奉公〕証文を入れているホロープが誰かから逃げ出し、逃亡中に誰かに自分についての奉公証文を与え、この奉公証文を与えた後に、逃亡先から自分の旧主のもとに戻り、自分の旧主のもとでかれが亡くなるまで働いたとする。そして、自分の旧主が亡くなった後に、かれが以前、自分の旧主から逃亡中に自分についての証文を与えた者ではない誰か他の者にホロープとなることを願い出て、奉公証文を与えた場合。

このホロープは、かれが自分の最初の主人の死後に、自分についての証文を与えた者の所有となる。かれが以前、自分の最初の主人に隸属していながら逃亡中に自分についての証文を与えたことに関しては、そのときの証文は証文として認められない。それは、かれが自分についての証文を、自分の最初の主人から逃亡中に、不法に与えたからである。

第115条 ある主人からホロープが逃亡し、また別の主人から寡婦か未婚の女ホロープが逃亡し、ホロープと女ホロープが、二人とも奉公証文による家僕か古参家僕であるか、あるいは一人が奉公証文による家僕で、いま一人が古参家僕であるとする。そして、かれらの逃亡中に、ホロープが寡婦あるいは未婚の逃亡女ホロープと結婚したが、その後、かれらが逃亡する前に隸属していた旧主たちがかれらを捕らえ、一方はホロープについて〔その所有権を求めて〕、他方は未婚あるいは寡婦の女ホロープについて〔その所有権を求めて〕訴えた場合¹¹²。

〔訴えた〕双方にくじを渡し、くじに当たった者は、くじに当たらなかった者に、ホロープあるいは女ホロープの対価として10ルーブリ¹¹³を与える、ホロープあるいは女ホロープを自分の元に引き取ること。そのホロープたちは証文にしたがってかれのもとで働くこと。ただし、かれはこのホロープたちを、買い取った家僕（ホロープ）と呼んではならない¹¹⁴。

第116条 誰か担税民が、あらゆる身分の非担税民のところに、自分の子や兄弟や甥を、長年

111 おおやけには、奉公証文を取ってホロープにできるのは自由民(вольные люди)だけであった。国家から見れば、領主が自分の農民を自由にホロープ化することを許すことは、租税の減少につながっていた。

112 「夫婦不分離」の教会法の原則から、結婚した男女のホロープを引き離すことができなことから発生した条文。「くじ」という神判によって決し、勝った者が負けた者に損害を補償するかたちとなっている。

113 10ルーブリという金額は、第51条にしめされているホロープの「公定価格」50ルーブリに比べるとはるかに安いことがわかる。

114 実際には、10ルーブリを支払って自分の所有となったのだが、自分の奉公証文によるホロープの妻（あるいは夫）であるから、同様に、奉公証文によるホロープとして扱うということ。

にわたる期限つきで家僕に出すという、年季奉公証書¹¹⁵を、ホローブ官署に持ち込んだ場合。このような、担税民が、非担税民のところで長年にわたって〔家僕にする〕年季奉公証書を登録してはならない。このような年季奉公証書は、5年を期限とする場合にのみ登録し、5年を超える場合には登録してはならない¹¹⁶。

第117条 過ぐる132年に、遺芳薫する今は亡き大君、ツアーリにして全ルーシの大公ミハイル・フョドロヴィチの命令がシベリアとアストラハンに対して発せられ、老若男女を問わず、タタール人を買い取り、あるいは贈り物と称して誰かから受け取り、洗礼を施して、誰かとともにルーシへ送り出すことは、誰であれ禁止された¹¹⁷。

今上の君主、ツアーリにして全ルーシの大公、アレクセイ・ミハイロヴィチは、そのような大人や子供のタタール人を、アストラハンとシベリアで従来どおり買い取ることをあらゆる人々に許した¹¹⁸。ただし、総督といずれの官署かを問わずその役人が、国家勤務でシベリアとアストラハンにいる場合は、かれらにそれを許してはならない¹¹⁹。このような買い取りタタール人について、誰かが売買証書あるいは贈与証書によって証文登録をしに〔官署に〕来るならば、その買い取りタタール人の人相や特徴を台帳に登録し、証文登録に来た者には、書記官の署名入りの台帳からの抄本を与えること。

第118条 誰かがアストラハンとシベリアで、大人や子供のタタール人を誰かのところから盗むか、強引に捕らえた場合。取り調べにもとづいて、その者たちにその行為に対する厳しい罰を加えること。

かれらが盗むかあるいは強引に捕らえたその大人や子供のタタール人に対して、かれらが奪い取った後に、かれらのもとで洗礼を施さなかった場合には、そのタタール人を、そのタタール人を盗まれたか捕らえられた者〔元の持ち主〕に引き渡すこと。

115 年季奉公証書 (житейская запись) は、本章45、46章にある、жилая запись と同じものを指している。小規模な債権により期限（年季）付きで債務者を働かせるときについた証書。

116 通常は、年季奉公証書に書き込む奉公年限（年季）には制限がないが、ここでは10歳を過ぎた子供（本章第40条参照）をホローブとして奉公させることを想定し、その場合には5年という制限をもうけている。5年後には、成年に達し、奉公証文による奉公が可能になる。

117 1623/1624年のミハイル帝による、シベリア、アストラハン地方での、非キリスト住民（「タタール人」）の強制改宗やホローブとしての身柄売買禁止の勅令を指している。

118 先の売買禁止勅令は、ヤサク税を支払う住民の確保のためであったが、本『會議法典』による禁止勅令の解除は、17世紀前半に南方国境の非キリスト住民の捕虜としてのホローブ化が進んだため、これと整合性を持たせるための措置と考えられる。

119 禁止解除につけられた制限条項で、住民売買を許すことでアストラハン、シベリアの役人が専横を振るうことを阻止しようとしたもの。

かれらがこの大人と子どものタール人に洗礼を受けさせた場合には、その土地での売買価格に照らして、その大人や子供のタール人に対するより高額の金額をかれらから取り立て、その大人や子供のタール人をかれらに盗まれるか捕らえられるかした者〔元の持ち主〕に引き渡すこと。そして、その新たに洗礼を施されたタール人は、かれらのもとに留まること。

第119条 ホロープに関する裁判案件は、本法典までは、君主の命令と貴族の決定にしたがって、あらゆる官署で審理が行われてきた。それらすでに結審した案件についてはそのままにすること。今後、それらの案件を二度と取り上げてはならず、審理しなおしてはならない。

第21章 強盗事件と窃盜事件について

本章は104条からなる。

第1条 誰か強盗が、モスクワ郡とその諸都市¹²⁰、諸ボサードと諸郡において、強盗をはたらき、殺人を犯し、また泥棒が、窃盜をはたらいた場合。そのような強盗事件、殺人事件、窃盜事件は、犯罪官署が管轄する。

第2条 誰か悪党¹²¹が、モスクワで、窃盜をはたらいたり、殺人に関わるさまざまな事件を起こした場合。それらはゼムスキイ官署が管轄し、犯罪官署はそのような事件について何事も管轄しない¹²²。

第3条 地方都市における強盗事件、殺人事件、窃盜事件は、犯罪官署からの訓令にもとづいて、グバー長老と〔グバーの〕宣誓役人が管轄すること¹²³。地方都市において、総督は、このよう

120 原文は諸都市(в городех)となっているが、これは地方諸都市ではなく、モスクワ郡内の諸都市のことを目指している。

121 この「悪党」(воры)は法を犯した犯罪人一般を指し、強盗(разбойники)や泥棒(тати)を含み込む概念。

122 第2条は第1条とともに、モスクワの都市内とモスクワ郡内で起こった刑事犯罪〔殺人、強盗、窃盜〕を裁く官署の役割分担を定めている。モスクワ郡については犯罪官署(Разбойный приказ)が直接に管轄しており、ここには、「一人の貴族ないし宮廷官、一人の大膳職ないし士族および二人の書記官」が勤務しており、さらにこの官署には「刑吏はモスクワに50人いて、年俸が与えられている」(コトシーヒン7章34節)。他方、モスクワの市内については、ゼムスキイ官署(Земский двор)が管轄した。これは1564年に設立され、動乱のあとに再建されて、17世紀80年代には、犯罪捜査官署(Разбойный сыскной приказ)と改名された。

123 グバー長老(губной староста)とグバー宣誓役人(губной целовальник)は、地方都市の刑事・司法の機能を担い、裁判官として審理を行うこともあった。第10章130条の註および、コトシーヒン著作第11章5節を参照。

な事件について何事も関与してはならない。グバー長老がいない〔地方都市の〕場合には、そのような地方都市でのグバー〔が担当すべき〕事件は、総督とグバー官署役人¹²⁴が管轄すること。

第4条 地方都市におけるそのような事件には、グバー長老として、善良にして富裕な士族が関与すること。そのような者は、老齢あるいは傷病ゆえに、軍勤務を免じられているか、かれらの代わりに息子や甥が軍勤務についている者であり、さらに読み書きができる者でなければならぬ。もし、そのような者が読み書きができない場合には、グバー長老として選出してはならない¹²⁵。

もし、地方都市に士族がない場合には、その地方都市におけるグバー長老として、小士族のなかから、同様に善良かつ富裕な者を、本条の上述の通りに選出すること。

地方都市におけるグバー長老は、士族、小士族、ポサード民、あらゆる身分の都市居住民、郡のソハ一台帳登録民によって選出される。このようなグバー長老の選出にあたっては、士族、小士族、ポサード民、あらゆる身分の都市居住民、郡のソハ一台帳登録民から署名した文書をとること。そのような選出文書とグバー長老に選出された士族もしくは小士族を、地方都市からモスクワの犯罪官署に派遣すること。犯罪官署では、グバー長老を、犯罪官署にある、この件に関する書式にしたがって、〔宣誓のために〕十字架のもとへ導くこと。十字架のもとへ導き、〔宣誓させた〕後、かれらに、訓令書をもたせ、地方都市に帰ることを許す。訓令書には、どのようにかれらが、強盗、殺人、窃盜事件に関与するべきかが記され、書記官の副署を添えて与えること。

地方都市における強盗、窃盜事件には、グバー長老とともに、グバーの宣誓役人¹²⁶とグバー書記も管轄し、牢獄の管理には看守が管轄すること。かれら〔宣誓役人と書記〕は、ソハ一台帳登録民による選出の同意をえた後に、十字架への宣誓に向かうこと。地方都市においては、グバー長老の立会いのもとに、総督が、かれらを十字架のもとに導くこととする。これらグバー宣誓役人、〔グバー〕書記、看守を、地方都市でどのように十字架のもとへ導き〔宣誓させるか〕に関する書式¹²⁷を、書記官の添え書きをつけて、犯罪官署から地方都市に送付すること。十字架への宣誓のため、グバー宣誓役人、〔グバー〕書記、看守を、地方都市からモスクワに派遣してはならない。

124 総督とグバー官署役人については、第2章18条の注を参照。

125 グバー長老の資格について、まったく同じ内容が、前の第20章72条に記されている。

126 宣誓役人(целовальник)とは、文字通りは「十字架接吻をして宣誓する者」のことである。本条では、その手続きが示されている。

127 グバー長老を十字架接吻させる手続きが書かれた書式(запись)の写しだろう。

第5条 グバー長老に対しては厳しく命令を下すこと。かれらへの訓令書には、次のことを大いに強調して書き記すこと。すなわち、かれらは、泥棒や強盗犯を取り調べ、これを厳しく監視し、警戒すること。それは、泥棒や強盗犯のための盜賊どもの根城や隠れ家が、どこにもまったく存在しないようにするためである。

第6条 グバー長老、宣誓役人、グバー書記たちが訴訟を起こされた場合は、犯罪官署がこれを裁くこと。

第7条 もし誰かが、原告として、グバー長老は敵意あるいはえこひいき〔をもって取り調べている〕と訴えた場合。その訴えられたグバー長老の訴訟案件については、他の地方都市のグバー長老を同席させるよう命じること。

第8条 誰かが、泥棒や強盗をグバー官署に連行したが、この強盗や泥棒どもが、かれらをグバー官署に連行した者や、その家僕や農民たちに対して、強盗、窃盗や他の何かの悪事を犯していると誣告した場合。それを信じてはならない。それは、誰であれ、悪党を捕えてグバー官署に連行する際に、怖気づかないためである。

第9条 泥棒が連行され、その者の初めての窃盗が〔取調べによって〕明らかになった場合。かれに対して、他の窃盗や殺人を犯していないかについても拷問にかけること。拷問にかけても、他の窃盗や殺人についての自白はなく、かれは初めて窃盗をはたらいたが、殺人は犯していないとの証言がある場合。この泥棒を、初めての窃盗に対して、鞭打ちの刑に処し、かれの左耳を削ぎ¹²⁸、かれを2年間牢獄につなぎ、かれの財産から原告へ分担して弁償させること。そしてかれを牢獄から連れ出して、君主が定めたあらゆる苦役につかせるべく、枷をはめたまま〔労役に〕出すこと。かれが2年間の牢獄での刑期を終えた時、かれを君主の定めた辺境の諸都市に移送し、かれに適う何かの身分を与えた上、辺境の諸都市に残留するように命令すること。かれに、かれは自分の悪事により牢獄に定められた年数を服役し、牢獄から出所した者であるとの書記官の添え書きのある書類を与えること。

第10条 同じ泥棒を、2件目の窃盗で捕えた場合には、同様に、かれに対して、他に窃盗をしていないかどうか拷問にかけること。もしかれが2件目の窃盗だけは自白をしたが、殺人は犯

128 この耳を削ぐことは、懲罰の意味を持つだけでなく、以下の第19条で見るよう、前科者のしるとして、再犯予防の意味も持っていた。

していないと言った場合。かれを拷問をかけた後、鞭打ちの刑に処し、かれの右耳を削ぎ、4年間牢獄につなぐこと。そして、かれを牢獄から連れ出して、君主の定めたあらゆる苦役につかせるべく、同様に枷をはめたまま、〔労役に〕出すこと。かれが牢獄での定められた年数の服役を終えた後、かれを君主の定めた辺境の諸都市へ流刑に処すること。かれには、2件目の窃盗により、定められた年数服役をし、出所した者であるとの書類を与えること。

第11条 詐欺師には、初めて窃盗をはたらいた泥棒に命じられるのと同様の罰を下すこと。

第12条 泥棒が連行され、かれの3件目の窃盗、ないしは4件目の窃盗、ないしはそれ以上の回数の窃盗が〔取調べによって〕明らかになった場合。泥棒を、たとえかれが殺人を犯していないとも、さらに拷問にかけたうえで、死刑に処すこと。かれの財産から原告へ分担して弁償されること。

第13条 泥棒が、初めての窃盗をおこなった際に、殺人をも犯した場合。かれを死刑に処すること。

第14条 教会〔財産〕の泥棒も同様に、いかなる慈悲もなく死刑に処し、その財産を、教会〔財産〕の窃盗の弁償として引き渡すこと。

第15条 誰かが、モスクワ及び地方都市で、悪事をなしたり、トランプならびにサイコロ賭博にふけったうえ、〔その〕賭け事で財産を使い果たし悪事にはしつたり、通りを徘徊したり、人を刃物で切りつけたり、物取りをなしたり、帽子をひったくったりした場合。そのような悪事に対しては、モスクワ、地方都市、郡でも〔これらを〕厳しく禁止し、触れ役に何日にもわたり連呼させること。もし、悪党ども¹²⁹の居所が判明したときには、いかなる身分の者であれ、悪党どもを捕まえて、官署に連行すること。

誰かがそのような悪党を捕まえ官署に連行した場合。官署で、そのような悪党を尋問したうえで、その者に対し厳しくあらゆる手段で取り調べをおこなうこと。取り調べの結果、その者たちがトランプならびにサイコロ賭博にふけったうえ、通りを徘徊し悪事をなしたり、人を刃物で切りつけたり、物取りをなしたり、帽子をひったくったりしたことが、明らかになった場

129 ここでは「悪党」(воры)とは、泥棒(тати)や強盗(разбойники)以外の様々な非行、犯罪を行ったものを指している。

合。その悪党に、泥棒について上に述べたことと同じ罰を下すこと¹³⁰。

もし誰かが、このような悪党を目撃し、かれらを捕まえることが可能であったが、その場で捕まえもせず、官署へも連行もしなかったことが、取り調べの結果明らかになった場合。〔見逃した〕者たちに対して、一人につき1ポルチナの罰金を徴収すること。

第16条 強盗が〔官署に〕連行された場合には、かれに拷問をかけること。かれが拷問で、強盗は初めておこなったが、殺人は犯していないと、自白した場合。この強盗には、初めての強盗のとがで、拷問にかけたうえ、右耳を削ぎ、牢獄に3年間つなぎ、かれの財産から原告へ分担して弁償させること。かれを牢獄から引き出して、君主の定めたあらゆる苦役につかせるべく、枷をはめたまま、〔労役に〕出すこと。かれが3年間の牢獄での刑期を終えた時、かれを君主の定めた辺境の諸都市に差し向けて、かれに適う何かの身分を与えた上、辺境の諸都市に残留するように命令すること。かれには、かれは自分の悪事により牢獄に定められた年数服役をし、出所した者であるとの書記官の添え書きのついた書類を与えること。

第17条 強盗が、2件目の強盗で捕まった場合。かれに、他の強盗を行ったかどうかについても、同様に拷問にかけること。かれが、2件目の強盗のみで、殺人は犯していないと自白した場合。かれを2件目の強盗の罪で死刑に処し、かれの財産から原告へ分担して弁償させること。

第18条 もし強盗が、尋問と拷問によって、かれがその強盗の際に、殺人を犯すか、屋敷や穀物に放火したと白状した場合。そのような強盗は、初めての強盗であっても、死刑に処すること。

第19条 泥棒や強盗に関する君主の文書が地方諸都市に送られた場合。触れ役がポサード、スロボダ、郡、大村、村、市場をめぐり、連呼するよう命じること。〔それによって〕禁止事項を守らせること。〔すなわち〕もし、耳を削がれた者たちが現れ、その者らが出獄したことを証明する文書を携えていなかったならば、住民はこの者らを捕らえ、地方都市の総督、〔グバー〕官署役人、グバー長老のもとへ連行しなければならない。そして、総督や役人はこの者らを尋問し、尋問の後に、命令の如何を問う書面をモスクワの君主に送り、君主の命令が送られてくるまで、この者らを牢獄に留置しておくこと。

第20条 もし誰かが、この者らの居場所を隠したり、また、自らかくまつたりして、総督や〔グバー〕官署役人やグバー長老のもとに連れて行こうとせず、その者のこうした行為が別の誰か

130 本章の9, 10, 12, 13, 14条を参照。

によって通報された場合。その科により、10ルーブリの罰金をその者から徴収すること。それは、これを見た他の者たちが、同様の過ちを犯さないようにするとともに、泥棒や強盗にはどこにも身を隠す場所がないようにするためである。

第21条 強盗が行為に及んでいるさなかに、あるいは根城において捕らえられた後、尋問と拷問によって、自分や自分の仲間による、多くの強盗や、殺人や、家屋への放火を自白した場合。こうした者らの悪事に対しては、その者らを死刑に処すべきであるが、その者らが〔尋問や拷問で〕言及したその者らの仲間が不在のまま取り調べが行われたのであれば、仲間の取り調べを行うために、半年間、その者らを牢獄に留置すること。その者らの仲間が、半年のあいだ取り調べにかけられなかったときには、半年経過後に、悪党たるその者らを死刑に処すこと。悪党たるその者らを半年を越えて牢獄に留置してはならない。それは、悪党たるその者らが長期にわたる留置の後に死刑の執行を免除されではならず、また、罪なき人々に対する中傷がなされないようにするためである。

第22条 強盗や泥棒が持っている財産を、査定した上で、原告¹³¹に対して支払わせること。もし、賠償額に見合うだけの財産を、強盗や泥棒が裁判に提出しなかった場合には、賠償額に足りない額は、取り調べを受けたいずれかの者に分担して肩代わりされること¹³²。

第23条 〔賠償〕請求訴訟において、強盗が、拷問にかけられて、自分や自分の仲間たちについて、自分たちは強盗を行ったが、強盗で奪った物は名前をあげて話した物だけであり、それ以上は一切奪っていないと自供した場合。強盗が供述した物と同額を、賠償として原告に対して支払わせること。

第24条 強盗が拷問にかけられて、強盗で襲った相手は誰で、その者から財産を奪ったことは自供したが、自分と仲間たちが何を奪ったかは覚えていないと言った場合。訴状において請求された賠償額の4分の1の金額を、原告に対して支払わせること。

第25条 強盗が拷問にかけられ、強盗で襲った相手は誰で、その者の財産を奪ったことは自供

131 当時は、強盗や泥棒に対する取り調べと処罰という刑事手続きと同時に、被害者が原告として、奪われた物の賠償請求の裁判を起こすという民事手続きが行われた。第22条～27条はこのような民事手続きに関する規定である。

132 主犯の財産だけでは賠償しきれないときには、不足分の賠償の支払を取り調べを受けた共犯者に割りふるということ。

し、〔さらに〕自分と仲間たちが奪った物を名前を挙げて話したが、〔訴状で請求されている〕他の原告の財産については、誰が何を奪ったか覚えていないと供述した場合。強盗に対する取り調べにもとづいて、強盗が名前を挙げた物については、それと同額を賠償として原告から取り立てること。強盗が覚えていないと供述したその他の財産については、賠償請求額の4分の1の金額を強盗から取り立てて、原告に支払うこと。

第26条 強盗が持っていた財産が、原告に支払われるべき賠償請求の分を超えていた場合。残った財産は査定され、売却されて、君主のものとなる。

第27条 強盗が持っていた財産が、原告に支払われるべき賠償請求の分に足りなかった場合。〔その場合でも〕その原告に、他の強盗たち¹³³が持っていた財産を与えてはならない。また、他の強盗たちによって払われるべき賠償金から、不足分を充当してもいけない¹³⁴。

第28条 誰かが強盗で逮捕されたが、〔その者は〕拷問にかけられてもその行為を自白しなかった場合。その者が住んでいる場所の周辺の住民に対して聞き込み捜査を行うこと。そして、聞き込み捜査を受けた住民の多くが、この強盗である者を知っていると言い、加えて、聞き込み捜査を受けた住民の中に、〔その者が行った〕強盗や悪事について〔知っていると〕申し立てる者がいたならば、この住民への聞き込み捜査にもとづいて、その者を再び拷問にかけること。再度の拷問においても、その者が自白しなかった場合には、聞き込み捜査にもとづいてその者を牢獄に送ること。

第29条 もし、その強盗に関する〔前条のような〕聞き込み捜査の結果、その者が潔白であるとの証言が得られ、かつ、いかなる悪事の証拠も認められなかった場合。拷問によって得られた証言と聞き込み捜査の結果にもとづいて、潔白の保証¹³⁵を保証人に行わせること。その保証人は、その者がいかなる悪事にも手を染めていないということを確信している者であること¹³⁶。

第30条 誰かがある者を〔証拠となる〕盗品とともに連行し、その盗品は自分の物であると申

133 当該の強盗には関与していないが、官署で取り調べている強盗たちを指しているものと考えられる。

134 当然、原告は賠償請求額の全額を得ることは出来ないことになる。

135 潔白の保証(чистая порука)とは、幾つかの保証(порука)方法のうち、保証相手の潔白さを保証して、その身柄を預かるすることを言う。

136 以下の第21章36条を参照

し立てたとする。ところが、連行しておきながら、2週間を経ても、判決を求める訴えを行わなかった場合。君主の命令にもとづき、この者の申し立ては斥けられる。

誰かが、ある者を、〔証拠となる〕盗品とともに連行し、その盗品は自分の一族ないしは自分の友人の物であると申し立てたが、盗品が奪われた現場とされる、モスクワあるいは地方都市に、この者の一族ないしは友人が不在であった場合。盗品の所有者たる者を証人申請せずに、連行した者が、すぐにその場で訴訟を起こすことはできない。

もし、連行者が、訴訟猶予期間について請願を行った場合には、本来の原告が現れるまで、君主の命令によって距離〔ヴェルスタ〕換算した訴訟猶予期限が、他人の物を奪ったとして捕らえられた者に与えられる。そして、距離〔ヴェルスタ〕換算された指定の期間内に、その盗品の所有者たる〔本来の〕原告を出廷させることが連行者に命じられる。

もし、訴訟猶予期限を過ぎても、代理として訴えを行った連行者が、指定の期間に、盗品の所有者たる原告を出廷させることができなかつた場合。訴訟の猶予が定められた指定の期間が過ぎた後は、訴訟は斥けられ、盗品とともに連行された者は釈放される。

第31条 原告が、強盗や強盗行為により盗品とともに連行された者と、判決を待たずして和解し、官署に和解請願書を持参した場合。その和解請願を和解とはみなさず、君主の命令にもとづいたしかるべき判決を強盗に下すこと。このような行為に対して、原告からは案件に応じた罰金を徴収すること。強盗とは和解してはならない¹³⁷。

第32条 強盗や泥棒に拷問を行う場合、その遂行日が、君主の「名の日」や祭日であつたとしても、強盗や泥棒を拷問にかけること。なぜならば、強盗や泥棒は、祝祭日であつても、正教徒の農民を打ち、苦しめ、火で焼き、殺しているからである¹³⁸。

第33条 悪党である泥棒、強盗などが、半年の間¹³⁹投獄され、〔その間に〕、自分の得になるように、犯意をもって、他の人たちのことを泥棒や強盗だと陳述し始めたとしても、最初の

137 この条文は、窃盜、強盜などの刑事犯の賠償請求の際に、おおやけの裁判を抜きにして、関係者のあいだで「示談」を行うことを禁じたもの。当時は、裁判の遅延などの理由で、裁判で賠償を取ることを忌避する風潮があつたことをうかがわせる。

138 通常、日曜日や祝祭日は官署は休業していた。しかし、緊急を要する拷問については、祭日や皇室の記念日などの理由で遅延することは許されなかつた。ただし、死刑については、復活大祭（パスハ）の日と皇室の先祖の追悼日には、執行されなかつた。

139 この「半年」という期間は、本章第21条に示されている、犯罪の仲間が取り調べられるまでの最長の留置期間を受けている。

尋問や拷問で、その者たちのことを供述していなかったならば、泥棒や強盗によるこうした口頭の証言を信じてはならない。それは、このことによって罪なき者たちの脅威や損失になることがないようにするためである。

第34条 死刑を言い渡された泥棒や強盗は、6週間のあいだ、改悛のために、グバー官署の牢獄に留置し、所定の期限がきたらそこから出されて、そのような泥棒や強盗は刑に処せられる¹⁴⁰。

第35条 誰か〔証言者〕が、聞き込み捜査において、ある者たちのことを、かれらは悪人で、泥棒あるいは強盗犯だと証言した場合。聞き込み捜査にもとづいてその者たちを捕らえること。かれらの家屋と家屋にある財産、脱穀した穀物を封印し、刈入れ前の穀物と畑に蒔かれた穀物の目録を作ること。そしてその土地の第三者から保証を取り、裁判が結審するまで〔それらの財産を〕保全するよう命令すること。

聞き込み捜査にもとづいて、その悪人たちを強盗や窃盜に関して拷問にかけ、〔その者たちが〕自分とその仲間の犯行であると自白した場合。かれらの〔拷問による〕供述にもとづいて〔罪があると〕名指された者たちを捕まえること。〔名指された〕かれらの家屋と家屋にある財産、穀物について、同様に目録を作り、封印すること。そして名指された者たちを〔拷問での〕供述者¹⁴¹たちと対審させ、尋問すること。そして供述者が対審でその者を確認し、本人がいない場所での尋問や拷問で、かれの犯行であると供述をしたのと同じことを〔再び〕供述するが、一方で〔罪があると〕名指された者が聞き込み捜査をおこなうよう請願した場合。その者を執達吏に引渡し、かれについて大掛かりな一斉聞き込み捜査をおこなうこと。そして聞き込み捜査で〔証言者たちが〕かれは悪人であると証言した場合。〔拷問での〕供述と〔証言者たちが〕悪人とした聞き込み捜査の〔結果〕にもとづいて、〔名指された〕かれを拷問にかけること。〔その者が〕強盗は自分とその仲間の犯行であると自白したときにのみ、〔この〕法典にしたがって〔処罰の〕命令を下すこと。そして〔強盗が〕かれの犯行であると供述した者〔元の犯罪人〕も、このことについてすでに記したように〔処罰〕の命令を下し、かれらの財産を売り払って、分担して原告への請求額分の弁償にあてるこ。

140 死刑執行の際には、モスクワではツァーリもしくはモスクワや宮廷の代行官(тиун)が立ち会い、地方では郷長(волостель)やグバー長老(губной староста)が立ち会った。

141 供述者(языки)とは、前の第40条にあるように、拷問によって、他人を名指して、その者は犯罪を犯し罪があるということを、供述した者のこと。

第36条 聞き込み捜査で、ある者が潔白であるとされた場合。聞き込み捜査にもとづいて、聞き込み捜査でその者が潔白であると証言した者たちに、証書による潔白の保証をさせること。
〔保証の内容は〕かれが今後とも、窃盗や強盗を働くことないこと、泥棒や強盗などの悪人どもに隠れ家を提供しないこと、窃盗や強盗の品の故買をしないこと、他のいかなる悪事も働くことである。

もし、その者に対して〔新しい〕裁判案件¹⁴²が持ち出された場合。保証人たちちはかれを出頭させること。〔拷問で誰かがおこなった〕供述にもとづいて〔被害〕分をかれから取り立て、原告の請求額の分担による弁償にあて、かれ〔被告〕の財産は封印を解いてかれに返還すること。

いずれかの強盗事件に関してかれの犯行であると訴えられたが、聞き込み捜査の証言者たちが、かれのその聞き込み捜査で〔そのことを〕隠していた場合。かれを拷問にかけ、しかるべき処罰すること。聞き込み捜査の証言者たちを、捜査における偽証のとがで、すでに裁判についての条項で記したとおり¹⁴³に処罰すること。

第37条 誰か、罪を告発された者が、〔保証人から〕潔白の保証を受けたが、保証を受けていながら何らかの悪事を働いた場合。その者を捕まえ、同様にしかるべき処罰すること。その保証人たちからは〔原告の損害分〕を分担して取り立てること¹⁴⁴。なぜなら、その保証のもと〔にあるにも関わらず〕かれが悪事を働いたからである。

第38条 尋問や拷問によって、供述者が、〔当該の〕強盗あるいは窃盗は、ある者の犯行であると供述し、対審でかれを確認し、対審でも同様にその者の犯行であると供述したが、一方〔罪があるとされた〕その者は浮浪者¹⁴⁵で、聞き込み捜査をおこなうことを請願せず¹⁴⁶、誰も自分のことを知らないだろうと陳述した場合。その者を〔供述者の尋問・拷問における〕供述にもとづいて、拷問にかけること。

〔その者が〕強盗や窃盗に関する拷問によって、強盗における殺人、あるいは家屋への放火について自白した場合には、かれを死刑に処すこと。一方自白しないときには、証書によるか

142 元の事件に関して改めて訴えがなされる場合とも考えられる。

143 第10章「裁判について」の162条に、偽証を行った証言者に対する君主への罰金の金額がその身分に応じてしるされている。本連載(3)の181～182頁参照。

144 保証の下にある者が犯罪を犯した場合、それによる損害の賠償は保証人たちが分担して負うということ。

145 放浪者(бродящий человек)とは、人家を転々と放浪して、物乞いなどで暮らし、聞き込み捜査の対象となるような共同体（大村、村、ボサードなど）には属さない者を指している。

146 共同体に属していないので、自分の無罪を立証するための聞き込み捜査を当局に求めないということ。

れの潔白の保証を〔誰か保証人に〕させること。保証がおこなわれないならば、身柄の保証がおこなわれるまでかれを牢獄につなぐこと。

第39条 誰か悪党の強盗たち、すなわち3人、あるいは4人、あるいはそれより多くが同一の強盗事件で捕まり、拷問によって、名のある人々、すなわち士族、あるいは小士族、あるいは商人の犯行であると供述したとする。ところが、その〔罪あると名指された〕者たちはそれ以前に〔官署に〕引き立てられたことはなく、いかなる悪事にも関わったことがなく、いかなる罪も着せられたことがなく、そして罪あると名指された者たちが、自分たちはいかなる悪事も働いておらず、それに関与したこともないことを取り調べるよう請願した場合。その者たちに関して、その請願にもとづいて聞き込み捜査をおこなうこと。そして聞き込み捜査でかれらは潔白であると証言された場合には、〔保証人に〕証書によってその者らの身の潔白を保証されること。そして、〔名指された〕かれらに財産を返し、かれらから〔原告の損害〕分を分担して取り立ててはならない。

聞き込み捜査で、〔名指された〕かれらが悪人であると〔証言者たちが〕証言した場合。その聞き込み捜査にもとづいて、かれらを拷問にかけること。そしてかれらが拷問で強盗と殺人に関する罪を認めた場合には、かれらを死刑に処し、その財産を売り払って〔原告の損害〕分の弁償分担金にあてる。

強盗に関して、〔罪あると〕名指された者たちへの拷問は、1度目も、2度目も、3度目も厳しく執り行うこと。

第40条 2人あるいは3人の強盗が拷問において、誰かを強盗の従犯者だと供述した場合。〔拷問での〕供述にもとづいて、聞き込み捜査をおこなうことなしに、その従犯者を拷問にかけること。そしてかれらをしかるべき処罰すること。

第41条 拷問によって、供述者たちが、強盗についてはその者たちの犯行であると供述したが、〔名指されたその者たち〕自身は拷問で自白せず、一方聞き込み捜査で多くの人々がかれら〔名指された者たち〕を悪人だと証言した場合。〔拷問での〕供述とかれらを悪人だと証言する聞き込み捜査にもとづいて、その者たちを死刑に処し、その財産を売り払って〔原告の損害の〕弁償分担金にあてる。

第42条 〔拷問による〕供述者が強盗はその者の犯行であると供述したが、聞き込み捜査で一方の側の者たちはその者が潔白であると証言し、他の側の者たちは〔その者を〕悪人だと証言した場合。その者を拷問にかけること。もし、拷問でも強盗について自白しない場合には、聞

き込み捜査でかれは潔白であると証言した証言者たちに、証書によってその者の身の潔白を保証させること。一方、〔供述者の〕供述にもとづいて、その者からは〔原告の損害の〕弁償分担金を取り立てること。

もし、一方の側に15人あるいは20人と、より多くの聞き込み捜査の証言者がおり、〔そちら側の人々が〕その者を悪人だと証言した場合。そちら側の人々を信用し、〔罪あると名指された〕その者を厳しく拷問にかけること。それでも拷問にかけられた者が自白しない場合には、〔供述者による〕供述と聞き込み捜査にもとづいて、その者を君主の命令があるまで牢獄につないでおくこと。そして、その者の財産を〔原告に〕引き渡し〔原告の損害〕分の弁償分担金にあてるのこと。

その後に、他の強盗事件に関してその者の犯行であると訴えられた場合には、その者を死刑に処すこと。そして、その者が潔白であると偽って証言した証言者に対しては、このことについてすでに裁判についての条項¹⁴⁷で記したとおりに処罰を下すこと。

第43条 〔拷問によって〕2人あるいは3人の供述者たちが、強盗はある者の犯行であると供述したが、〔名指された〕その者は拷問にかけられたが自白せず、〔自分について〕聞き込み捜査をおこなうよう請願したとする。そして、聞き込み捜査でその者に関してその者ことを知らないと〔証言者たちが〕証言した場合。君主の命令が下されるまでその者を牢獄につないでおくこと。

聞き込み捜査において、〔証言者たちが〕その者を知ってはいるが、潔白であるか悪人であるかについて、その者に関しては知らないと証言した場合。同様に君主の命令が下されるまでその者を牢獄につないでおくこと。その者の財産を売り払って〔原告の損害の〕弁償分担金にあてるのこと。

第44条 〔拷問によって〕供述者たちは、強盗について、ある者たちの犯行であると、本人〔強盗犯たち〕のいないところで供述したとする。ところが、対審においては、かれらの犯行であるとは供述せず、多くの人々の中でかれらを見分けられないか、あるいは見分けられるが、かれらを名指した〔拷問での〕供述を翻した場合。かれらを見分けられなかったのは、誰かの裏工作を受けたからではないか、あるいは見分けられたにもかかわらず供述を翻したのではないか〔を知るために〕、その供述者たちを厳しく拷問にかけること。そして拷問によって、〔供述者たちが〕かれらを誣告したと証言した場合には、〔強盗犯と名指された〕その者たちを執達吏のもとに引渡し、その者たちについて聞き込み捜査をおこなうこと。

147 上の第36条と同じく、第10章「裁判について」の162条を指している。

聞き込み捜査において、〔強盗と名指された〕その者たちは悪人であると証言された場合には、その者たちを拷問にかけること。そしてかれらが強盗について自白するならば、これを死刑に処すこと。もし拷問で自白しないならば、聞き込み捜査にもとづいて君主の命令が下されるまでかれらを牢獄につなぐこと。

もし、供述者たちが、〔先の拷問で〕ある者たちが罪あると名指した供述を〔対審で〕翻したのは、誰かからの裏工作によると証言した場合。〔供述者たちに〕接近した者たちを捕まえ、かれら〔供述者たち〕と対審させ、尋問し、あらゆる手段で取り調べること。そして、ある者たちが罪あると名指した〔先の拷問での〕供述を翻させるために、かれらは供述者たちに接近したことが〔判明した〕場合。かれらを鞭打ち刑に処し、かれらから〔原告の損害の〕弁償分担金を取り立てること。

聞き込み捜査において、〔強盗と名指された〕者たちが潔白であると証言された場合。〔原告への弁償の〕分担金を取ることなしに、その者たちを釈放すること。

主な参考文献

Соборное Уложение 1649 года: Текст; Комментарии / подгот. текста Л. И. Ивановой. Комментарии Г. В. Абрамовича, А. Г. Манькова, Б. Н. Миронова, В. М. Панеяха. Руководитель авторского коллектива. А. Г. Маньков. Л., 1987.

Маньков А. Г. Уложение 1649 года: Кодекс феодального права России. Л., 1980.

Соборное уложение царя Алексея Михайловича 1649 года. М., 1957. (Памятники русского права. Вып. 6).

Российское законодательство X—XX веков: Акты земских соборов Т.3. М., 1983.

Тихомиров М. Н., Епифанов П. П. Соборное Уложение 1649 года: Учебное пособие для высшей школы. М., 1961.

Richard Hellie (trans. and ed.), *The Moscovite Law Code (ULOZHENIE) of 1649. Part 1: Text and Translation*. California, 1988.

松木栄三 (編訳)『ピョートル前夜のロシア — 亡命ロシア外交官コトシーヒンの手記』彩流社, 2003年。

石戸谷重郎『ロシアのホロープ』大明堂, 1980年。

中沢敦夫, 吉田俊則『1649年会議法典』翻訳と注釈(1)『富山大学人文学部紀要』43号, 2005年。

中沢敦夫, 吉田俊則『1649年会議法典』翻訳と注釈(2)『富山大学人文学部紀要』45号, 2006年。

中沢敦夫, 吉田俊則『1649年会議法典』翻訳と注釈(3)『富山大学人文学部紀要』46号, 2006年。

中沢敦夫, 吉田俊則『1649年会議法典』翻訳と注釈(4)『富山大学人文学部紀要』49号, 2008年。

中沢敦夫, 吉田俊則『1649年会議法典』翻訳と注釈(5)『富山大学人文学部紀要』50号, 2009年。

中沢敦夫, 吉田俊則『1649年会議法典』翻訳と注釈(6)『富山大学人文学部紀要』52号, 2010年。

※本稿は月一回のペースで、電機通信大学で開かれている研究会（「中近世ロシア研究会」）における、翻訳検討作業の結果がベースになっている。ただし、訳文の決定及び注釈の内容については最終的に本稿の著者が責任を負っている。研究会の参加者は次の通り。浅野明, 飯田ちひろ, 池本今日子, 井内敏夫, 今村栄一, 大山知児, 小野寺利行, 草加千鶴, 草野佳矢子, 栗生澤猛夫, 田辺三千広, 兎内勇津流, 豊川浩一, 中沢敦夫, 中村喜和, 濱本真実, 坂内徳明, 松木栄三, 丸山由紀子, 三浦清美, 三浦良子, 宮野裕, 吉田俊則。「中近世ロシア研究会」の活動については、次のホームページを参照されたい。

<http://members3.jcom.home.ne.jp/russland/index.html>

※本稿は、平成22年度科学研究費補助金（基盤研究（B）課題番号22320151「中近世ロシア諸法典の歴史的展開に関する研究」：研究代表者 豊川浩一）による研究成果の一部である。